

イギリスの2010年憲法改革及び統治法（1）

—公務員—

海外立法情報調査室 河島 太朗

【目次】

はじめに

I 法制定の背景等

- 1 法の性格
- 2 憲法改革及び統治法案の提出に至る経緯
- 3 憲法改革及び統治法案の審議の概要

II 法第1章の背景と制定の経緯

- 1 法第1章の目的
- 2 労働党政権の成立以前の状況
- 3 労働党ブレア政権時代の推移
- 4 労働党ブラウン政権時代の経緯

III 法第1章公務員の概要

- 1 適用
- 2 人事委員会
- 3 公務員の管理権限
- 4 行為規範
- 5 採用
- 6 特別顧問

おわりに

翻訳：2010年憲法改革及び統治法（2010年法律第25号）

第1章及び第1附則（抄）

はじめに

2010年4月8日、イギリスで、2010年憲法改革及び統治法（2010年法律第25号（Constitutional Reform and Governance Act 2010（2010, c. 25））。以下単に「法」という。）が制定さ

れた。法は、同国の憲法慣習の一部を成文化し、勅令（Order in Council）⁽¹⁾で定められてきた事項を法律で定め、既に他の法律で定められた事項等について当該法律の一部を改正し、その他新たな事項等を定めるものであり、その内容は、おおむね次のとおりである。

まず、法は、従来議会制定法に基づかなかったイギリス公務員制度の基本的事項を法律で定めた（第1章）。次に、政府が条約の批准前21日以上の間各議院に議会討議資料として条約を提示するボンソンビー・ルールと呼ばれる憲法慣習を法定し、加えて下院の決議に反する条約の批准を違法とした（第2章）。また、2009年議会倫理基準法で定めた政治倫理制度の見直しを行い（第3章）、上下両院議員の国外所得等に対して国内納税義務を課すこととし（第4章）、議会に対する政府財政報告を整理してその透明性の向上を図っている（第5章）。さらに、2000年情報自由法の一部を改正し、作成後30年を経た公文書等を原則として公開する30年原則を20年原則としている（第6章）。このように、法には、多岐にわたる重要な内容が定められている。それにもかかわらず、法の公的な解説資料⁽²⁾や議会の審議段階で下院図書館等の作成した参考資料等には法全体の制定の目的に関する記述が見当たらない。

本稿では、公務員制度に関する第1章を中心として紹介することとし、末尾に関係条項の翻訳を付す。

(1) 国王が国会の委任により又は国王大権の行使として枢密院（Privy Council）の助言に基づいて発する命令で、「枢密院令」と訳されることも多い。公務員については、国王大権（「I 法制定の背景等」の「1 法の性格」参照）に基づく国王の命令である点に鑑みて、本稿では「勅令」の語を用いた。田中英夫『英米法辞典』東京大学出版会、1991, p.609; 小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社、2011, p.787-788 参照

(2) *Constitutional Reform and Governance Act 2010: Explanatory Notes*. 〈<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2010/25/notes>〉以下、インターネット情報は2011年8月31日現在である。

I 法制定の背景等

1 法の性格

法は憲法の改革を図るものであるが、その内容や前述の諸資料等を見ても、イギリスの憲法はその全貌を容易に窺い知ることができない。また、しばしばイギリスには憲法がないといわれることもあり⁽³⁾、その憲法の在り方は日本を含む多くの国と異なっている。そこで、今回制定された法の意義を把握するために、最初にイギリス憲法の在り方を簡単に確認しておきたい。まず、イギリス憲法は成文法ではなく不文憲法であるといわれることがあり、その一部は確かに慣習や判例法の形式をとって存在する⁽⁴⁾。しかし、イギリス憲法のその他の部分は1679年人身保護法⁽⁵⁾、権利章典⁽⁶⁾、1911年議会法⁽⁷⁾等の議会制定法の形式で存在し、より正確にいえば、イギリス憲法は憲法典という形式をとらない不成典憲法であるとされている⁽⁸⁾。また、イ

ギリスの制定法には、通常法律とは異なる特に厳格な手続を踏まなければ改正が不可能な硬性憲法がないことは周知のとおりであり⁽⁹⁾、制定法上の憲法の範囲を改正手続という形式的側面から明らかにすることができない。議会制定法として存在するイギリス憲法もその多くが当該法律の一部にすぎず、そもそもイギリス憲法は、その内容と範囲の明確化が困難なものとなっている⁽¹⁰⁾。これらの結果、イギリスの憲法は、①パッチワーク（つぎはぎ細工）のようで、②グランドデザインがなく、③ジグソーパズルのような特色を有すると指摘されている⁽¹¹⁾。今回制定された法についても、議会終盤に行われた法案修正の過程において大きな課題を避けて多くの事項が削られたこともあり、全体として体系的・一貫性のある憲法の制定というよりも数多くの断片的な憲法改革の実現という印象を免れがたいものとなっている⁽¹²⁾。

さらに、イギリス憲法の特徴として、後述の

(3) Mark Elliott and Robert Thomas, *Public Law*. Oxford: Oxford University Press, 2011, p.3. 同書は、「これは正しくない。辛うじて、「憲法」という題名の単一の成文法がないといえるかもしれない。ただし、イギリスには疑いなく憲法がある。」として、実質的な憲法がいかなる国家にも存在することを指摘している。

(4) この点、イギリス法の影響著しい旧自治領のカナダ、オーストラリア及びニュージーランドには、それぞれ1867年憲法法（カナダ）、オーストラリア連邦憲法及び1986年憲法法（ニュージーランド）が存在する。しかし、行政に関する規定には、女王の名代である総督、枢密院若しくはこれに相当する行政評議会又は國務大臣に関する規定は見受けられるものの、内閣や首相に関する規定は見当たらず、内閣の運用は憲法慣習に委ねられている。

(5) Habeas Corpus Act 1679 (31 Car. 2, c.2).

(6) Bill of Rights (1 Will & Mar Sess 2, c.2).

(7) Parliament Act 1911 (1911 c.13).

(8) *op.cit.* (3). 佐藤幸治『日本国憲法論』（法学叢書7）成文堂，2011，pp.21-22. しかし、この点も第5共和政憲法のほかいわゆるフランス人権宣言、第4共和政憲法前文、環境憲章といった憲法的意義を有する成文法が存在するフランスや、憲法が統治法典、王位継承法、出版の自由に関する基本法及び表現の自由に関する基本法に分かれたスウェーデン等を考慮すると、不成典憲法がイギリス憲法固有の特徴を示すものかは微妙である。ちなみに、要点が「憲法」という題名にないのは、スウェーデンのほか、「基本法（Grundgesetz）」という題名の憲法を有するドイツの例を引くまでもなく明らかであろう。

(9) したがって、改正手続という形式的な点から憲法を区別することも困難である。ちなみに、この点では、旧自治領のカナダやオーストラリアとも異なる。

(10) この点でも、旧自治領のカナダ、オーストラリアやニュージーランドと異なる。

(11) 加藤紘捷『概説イギリス憲法』勁草書房，2002，pp.2-3. そもそも、イギリスでは、コモン・ロー的な伝統の下に、法の体系化や法典編纂への指向性そのものが希薄である。戒能厚厚編『現代イギリス法事典』（新法学ライブラリ別巻1）新世社，2003，p.19参照

(12) 下院第3読会における自民党デイヴィッド・ハワース議員の発言（HC Deb. 2 March 2010, col. 912.）等参照

とおり憲法改革の対象ともなった大権事項について一言説明を加えておきたい。大権事項とは国王大権に服する事項のことであるが、国王大権について一致した定義や説明は存在しない⁽¹³⁾。かつて広範かつ強大であった国王大権は事前に議会の承認を得る必要がなく、第三者が裁判所で争うこともできないとされていた⁽¹⁴⁾。しかし、このような古来の国王大権は、特に、議会主権が確立された名誉革命以降、権利章典等の憲法上の意義を有する前述の議会制定法の制約を受けようになった⁽¹⁵⁾。このような議会制定法による規制を受けないまま国王の掌中に残存してきた裁量権を国王大権と見るダイシーの見解⁽¹⁶⁾が有力である⁽¹⁷⁾。この定義は、議会制定法上の権力によらない政府の決定や行為は、国王大権の行使とみなす余地があることを示唆している⁽¹⁸⁾。比較的新しい見解によれば、国王大権は、国王(Crown)の有するコモン・ロー上固有の権力、特権及び免責であって、古来存在してきただけでなく過去の事実上の司法による承認に基づいて現在も存在するものを網羅的に示す用語とされている⁽¹⁹⁾。このように、今なおイギリスは中

央政府の根拠と作用の基盤としてコモン・ローにより歴史的に受容してきた国王大権の概念に依拠しているが⁽²⁰⁾、その国王大権の大部分は、大臣や官僚が国王の名において行使するものである⁽²¹⁾。このようないわば名目的な大権事項の範囲は必ずしも明らかでないが、内容上、立法、司法制度、外交及び軍事に関する大権事項、任命及び栄典授与の大権、免責特権、緊急時の大権事項その他の大権事項に大別されている⁽²²⁾。大臣や官僚がこのように成文の議会制定法に依拠しないで裁量的に処理しうる広範な大権事項は⁽²³⁾、議会による行政権の監視が及ばない分野として析出されてくることになる(後述「II 法第1章の背景と制定の経緯」の「1 法第1章の目的」参照)。

次に、20世紀末から今日に至る憲法改革も含めて法の制定経緯を振り返って、その背景を見ておきたい。

2 憲法改革及び統治法案の提出に至る経緯

1997年総選挙による政権交代を果たした労働党のブレア政権は、1998年人権法⁽²⁴⁾による欧

(13) David Feldman ed., *English Public Law*. Oxford University Press: Oxford, 2004, para.1.26.

(14) 加藤 前掲注(11), pp.33-34.

(15) 同上, pp.44-46.

(16) A.V. Dicey, *Introduction to the Study of the Law of the Constitution*. 10th. ed. London: Macmillan, 1959, p.424. 著者のA.V.ダイシー(1835-1922)は、母校のオックスフォード大学でイギリス法講座担当教授を務めたイギリスの法学者。1885年に著された前述の著書は、議会主権、法の支配、憲法上の慣例等憲法の主要な諸原理を明快に説明したものとして、イギリス憲法学の古典としての地位を得ている。田中 前掲注(1), p.932.

(17) 同上, pp.144-145; 戒能 前掲注(10), pp.159-161.

(18) Feldman, *op.cit.* (13), para.1.26.

(19) Robert Blackburn, "Monarchy and the Personal Prerogatives", *Public Law*. Autumn 2004, pp.547-548.

(20) *ibid.*, p.548.

(21) *ibid.*

(22) A. W. Bradley and K. D. Ewing, *Constitutional and Administrative Law*. 15th ed., Harlow: Pearson, 2010, pp.249-254.

(23) このように大臣や官吏の行使する名目的な国王大権を「行政大権 (executive prerogative (powers))」とすることがある。Ministry of Justice, *The Governance of Britain – Constitutional Renewal*. Cm 7342-I, Mar. 2008, paras. 245-246; Ministry of Justice, *The Governance of Britain: Review of the Executive Royal Prerogative Powers: Final Report*. [London]: Oct. 2009, paras.7, 22, 41, 112, 113. <<http://www.justice.gov.uk/publications/docs/royal-prerogative.pdf>>

(24) Human Rights Act 1998 (1998 c.42).

州人権条約の国内法化、1998年スコットランド法²⁵⁾、1998年ウェールズ政府法²⁶⁾等による地方分権改革、2000年情報自由法²⁷⁾による情報公開、2005年憲法改革法²⁸⁾による最高裁判所の新設と終審の裁判管轄権の上院（貴族院）から最高裁判所への移管等の憲法改革を行った。しかし、このようなブレア政権の憲法改革は全体像に欠けており、また、首相²⁹⁾権限の強化を図って大統領化したと評される同政権の政治姿勢については³⁰⁾政府と国民との距離が遠いという指摘があった³¹⁾。

2007年に同政権の後を襲った同じ労働党のブラウン政権は発足早々緑書『英国の統治』³²⁾を公表し、行政権の制限（Limiting the powers of the executive）³³⁾、行政府の説明責任の強化（Making the executive more accountable）³⁴⁾、民主政の再活性化（Re-invigorating our democracy）³⁵⁾等を柱とする憲法改革の全体

像を明示した上で、政策決定過程において広く国民の意見を公募することを強調し国民との対話を重視する姿勢を示して、ブレア政権との憲法改革の方法上の相違を明らかにした³⁶⁾。さらに、憲法改革の内容面でも、ブレア政権では優先課題とされなかった公務員制度の法制化の優先順位を上げる等の相違が見受けられた。

2007年7月、次年度に提出予定の法案の一覧を掲載した「立法草案計画」が公表され³⁷⁾、憲法改革法案（Constitutional Reform Bill）の項目の下に、緑書の中で立法措置の必要な事項が示された³⁸⁾。引き続き、これらの各事項について各省庁が諮問文書を示して広く国民の意見を公募し、翌2008年3月には国民や関係者から寄せられた意見を踏まえてジャック・ストロー法務大臣により資料がとりまとめられた。その第1部『英国の統治—憲法再生』³⁹⁾は憲法改革に関する政府の具体的な方針を示す白書、第2部

25) Scotland Act 1998 (1998 c.46).

26) Government of Wales Act 1998 (1998 c.38).

27) Freedom of Information Act 2000 (2000 c.36).

28) Constitutional Reform Act 2005 (2005 c.4).

29) 地方分権改革（次の「2 憲法改革及び統治法案の提出に至る経緯」参照）以降、イギリスには、連合王国の首相（Prime Minister）のほか、スコットランド、ウェールズ及び北アイルランドにも首相（First Minister）が存在する。本稿では、「スコットランド首相」等と自治地域名を付して区別したほか、特に断りのない限り、連合王国については単に「首相」と表記した。なお、後掲の法の翻訳においては、Prime Minister についても「連合王国」と表記して概念を明確化した。

30) Richard Heffernan and Paul Webb, “The British Prime Minister: Much More Than ‘First Among Equals’”, Thomas Poguntke and Paul Webb eds., *The Presidentialization of Politics: A Comparative Study of Modern Democracies*. Oxford: Oxford University Press, 2005, pp.26-62.

31) 齋藤憲司「英国の統治機構改革—緑書『英国の統治』及び白書『英国の統治：憲法再生』における憲法改革の進捗状況—」『レファレンス』698号, 2009.3, pp.32-33.

32) *The Governance of Britain*. Cm 7170, Jul. 2007. <<http://www.official-documents.gov.uk/document/cm71/7170/7170.pdf>>

33) *ibid.*, pp.15-30. 齋藤 前掲注(31), pp.31-33 参照

34) *ibid.*, pp.31-39. 齋藤 同上参照

35) *ibid.*, pp.40-52. 齋藤 同上参照

36) 緑書の概要については、廣瀬淳子「ブラウン新政権の首相権限改革—イギリス憲法改革提案緑書の概要と大臣規範の改定—」『レファレンス』684号, 2008.1, pp.49-58.

37) Office of the Leader of the House of Commons, *The Governance of Britain –The Government’s Draft Legislative Programme*. London: The Stationery Office Jul. 2007, Cm 7175.

38) 2009年初までの憲法改革の経過については、齋藤 前掲注(31), pp.29-49 参照

39) *op.cit.* (23).

『英国の統治—憲法再生法案草案』⁽⁴⁰⁾は憲法再生法案と題する憲法改革に関する法案の草案及びその解説資料、第3部『英国の統治—意見公募の分析』⁽⁴¹⁾は国民等から公募された意見の分析に充てられた。

議会では、正式な憲法再生法案の提出に先立って事前審査を行うため、2008年5月初旬に憲法再生法案草案に関する上下両院合同委員会（以下「両院合同委員会」という。）が設置された⁽⁴²⁾。両院合同委員会は大権事項の改革については断片的な取扱いよりも理念上整合性のあるアプローチをすべきである等とする報告書を公表し⁽⁴³⁾、政府はこれに対する回答書を公表している⁽⁴⁴⁾。また、下院行政特別委員会も独自に憲法再生法案草案を審査してその結果をまとめた報告書を公表し⁽⁴⁵⁾、これを受けて政府も回答書を公表している⁽⁴⁶⁾。2009年7月20日、政府は、

題名も新たに⁽⁴⁷⁾、憲法改革及び統治法案を下院に提出した。

3 憲法改革及び統治法案の審議の概要

憲法改革及び統治法案の原案は、公務員、条約の批准、上院、治安、自治政府に対する人権訴訟の出訴期限、裁判所及び審判所、会計検査院、議会に対する政府財政報告の透明性及び補則の9章並びに9の附則に分かれていた。

下院の第2読会では、法案に対する反対や修正はなかったものの、公務員の国籍要件等法案に盛り込まれなかった多くの事項について発言が多かったほか、法案については公務員制度、議会周辺の秩序維持及び上院改革に関心が集まった⁽⁴⁸⁾。

法案が付託された全院委員会では⁽⁴⁹⁾、主に、公務員制度、条約の批准、上院改革、独立議会

(40) Ministry of Justice, *The Governance of Britain – Draft Constitutional Renewal Bill*. Cm 7342-II, Mar. 2008. <http://www.official-documents.gov.uk/document/cm73/7342/7342_ii.pdf>

(41) Ministry of Justice, *The Governance of Britain – Analysis of Consultations*. Cm 7342-III, Mar. 2008. <http://www.official-documents.gov.uk/document/cm73/7342/7342_iii.pdf>

(42) 2008年4月30日には下院で、5月6日には上院で委員が任命され、5月7日には第1回委員会が開かれマイケル・ジェイベズ・フォスター下院議員が委員長に選出されている。Joint Committee on the Draft Constitutional Renewal Bill, *Call for Evidence*. (press notice) <<http://www.parliament.uk/documents/upload/cfe080509.pdf>> etc.

(43) Joint Committee on the Draft Constitutional Renewal Bill, *Draft Constitutional Renewal Bill, Vol. I: Report*. 31 Jul. 2008, HL 166-I, HC 551-I, para. 354. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/jt200708/jtselect/jtconren/166/166.pdf>>

(44) *Government response to the report of the Joint Committee on the Draft Constitutional Renewal Bill*. Cm 7690, Jul. 2009. <<http://www.official-documents.gov.uk/document/cm76/7690/7690.pdf>>

(45) House of Commons Public Administration Select Committee, *Constitutional Renewal: Draft Bill and White Paper*, Tenth Report of Session 2007–08, HC 499, 4 Jun. 2008. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200708/cmselect/cmpublicadm/499/499.pdf>>

(46) *Government response to the report of the Public Administration Select Committee on the Draft Constitutional Renewal Bill*. Cm 7688, Jul. 2009. <<http://www.official-documents.gov.uk/document/cm76/7688/7688.pdf>>

(47) 上下両院合同委員会は、「憲法再生法案（Constitutional Renewal Bill）」という題名について、政府に再考を促していた。*op.cit.* (43), paras.386-389.

(48) 以下、下院の第2読会と委員会審議については、Oonagh Gay and Lucinda Maer, “Constitutional Reform and Governance Bill: Committee stage report,” House of Commons Library, *Research Paper*. 10/18, 25 February 2010. <<http://www.parliament.uk/briefing-papers/RP10-18.pdf>> を参照した。

(49) 全院委員会（Committee of the Whole House）とは、当該議院の議員全員が委員となる委員会であって、本会議よりも柔軟な手続で法案審査を行うために設置されるものをいう。古賀豪ほか『主要国の議会制度』（基本情報シリーズ⑤）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2010, pp.18, 19.

倫理基準委員会 (Independent Parliamentary Standards Authority: IPSA) 関係の制度変更、議会選挙制度における選択投票制の導入の可否に関する国民投票について審議が行われた。同委員会でも可決された主な修正案は、公職者倫理基準委員会の勧告⁵⁰⁾による IPSA の新たな役割を反映した 2009 年議会倫理基準法の改正、下院議員選挙制度を選択投票制に変更することの可否に関する国民投票の実施、公務員の国籍要件の撤廃、下院議員総選挙の開票の前倒し等であり、最後の開票の前倒しは野党修正が与党の支持を受けて奏功したものであるが、他は与党修正である。なお、条約の批准、上院改革及び議会に対する政府財政報告の透明性については修正がなかった。

報告段階⁵¹⁾の本会議の審議では、公文書等の公開に関する 30 年原則の 20 年原則に変更することに関し王族等の通信を新たな特例とする規定及び IPSA が手当を請求する議員に助言をしなければならないとする規定を設けたほか、各章の細部に関する修正があり、最終的に下院を通過したのは 2010 年 3 月 2 日であった⁵²⁾。

法案は、翌 3 月 3 日に上院に送付されたが、2010 年に入り下院の任期満了が迫る中、上院には十分な審議時間がなく、4 月 6 日に 1 か月後の総選挙施行が決定されると 4 月 7 日に上院で更に審議をする必要があると各党が認めた事項である下院議員選挙制度に関する国民投票、

上院、治安、自治政府に対する人権訴訟の出訴期限、裁判所及び審判所並びに会計検査院に関する章を削る修正が行われ⁵³⁾、4 月 8 日に議会を通過した同法案は即日女王の裁可を受けて法が制定された。4 月 12 日の解散を目前にして総選挙後の政権の帰趨に話題が集中する中で、法の制定は、あまり報道されることもなかったが、総選挙の結果 5 月の政権交代により退陣した労働党ブラウン政権がその発足当初から構想してきた憲法改革の成果として同政権の掉尾を飾ることとなった⁵⁴⁾。

II 法第 1 章の背景と制定の経緯

1 法第 1 章の目的

周知のとおり、イギリスは、かつて国王の掌握していた統治の実権が下院の信任に依拠する首相の率いる政権に徐々に移行することにより、漸進的に民主政が確立されてきた国である。このような経緯もあって、統治機構については、名目的な国王大権の下に大臣の助言で決定される大権事項があり⁵⁵⁾、公務員制度はその最たるものであった。このような大権事項としての公務員制度は、いくつか個別の法律の規制を受ける特例的な場合を除き⁵⁶⁾、従来 1995 年公務員令⁵⁷⁾、1991 年外交官令⁵⁸⁾といった独立命令的な勅令や公務員規範等の法律に依拠しない文書により機動的に運営されてきた。今回制定された法第 1 章は、

50) Committee on Standards in Public Life, *MPs' expenses and allowances: Supporting Parliament, safeguarding the taxpayer: Report* (Twelfth Report of the Committee on Standards in Public Life), Norwich: TSO, Cm 7724, 2009. <http://www.public-standards.org.uk/Library/MP_expenses_main_report.pdf>

51) 報告段階 (report stage) とは、委員会報告を受けて行われる本会議の法案審議であり、修正案の提出も許される。古賀ほか 前掲注(49), p.21.

52) 下院の報告段階から上院審議も含めた審議については Oonagh Gay, "Remaining stages of the Constitutional Reform and Governance Bill 2009-10" House of Commons Library, *Standard Note*. SN/PC/05379, last updated at 14 April 2010. <<http://www.parliament.uk/briefing-papers/SN05379.pdf>> を参照した。

53) *ibid.*, 4 月 8 日に下院も上院修正に同意している。なお、解散直前の会期末において法案等の議事を処理する期間は、「議事一掃期間 (wash-up)」と呼ばれている。Nicola Newson (House of Lords Library) and Richard Kelly (House of Commons Library), "Wash-up 2010," House of Lords Library, *Library Note*. LLN 2011/007, 2011. <<http://www.parliament.uk/business/publications/research/briefing-papers/LLN-2011-007.pdf>>

54) 法の制定に至る経緯の概略は、*op.cit.* (2), para.18-28 参照

このような状況にあった公務員制度について、改めて議会制定法上の根拠 (statutory footing) を定めたものである⁵⁹⁾。

ところで、公務員制度の詳細を法律で定めれば議会による行政監視は強化されるが、制度の硬直化により政府の機動的な運営が損なわれかねない。逆に、公務員制度の抽象的な一般原則のみを規定して具体的な事項を一切国務大臣の命令に委任するような法律しか制定されなければ、行政権の制限も無内容なものとなりかねない⁶⁰⁾。公務員制度の法制化は議会の適切な議論を経ないまま時の政権が公務員制度を恣意的に変更することを確実な防止を図るものとなるという人事委員の指摘にもかかわらず、状況の変化に柔軟かつ迅速に対応する公務員組織の対応能力を阻害するものにならないよう公務員法は簡素で的を絞ったものであることが肝要であるとされており⁶¹⁾、法第1章は、基本的な事項に

ついて定めているものの、公務員規範の内容等の具体的な事項については相当程度政府の裁量に委ねている。

また、法第1章は、後述のとおり、人事委員 (Civil Service Commissioner) の独立性を強化するためこれを法人組織の人事委員会 (Civil Service Commission) に改組して⁶²⁾、人事委員の任命方法を具体化し、特別顧問規範をスコットランドとウェールズについて別扱いとする等比較的に細かな制度変更はあるものの、画期的な新制度の導入等の大きな制度改革と思われるものは見当たらない⁶³⁾。

したがって、法第1章は、従来公務員が職務遂行上遵守すべきものとされてきた4つの根本基準 (後述「Ⅲ 法第1章公務員の概要」の「4 行為規範」参照) や特別顧問の現行制度を正式に法律で定める等⁶⁴⁾、時の政権の意向でいつでも変更が可能であった公務員の人事管理に關す

55) ちなみに、従来、解散や下院の過半数を制する政党のない議会における首相の任命等、女王自身がなお一定の裁量を有する実質的な一身専属的大権事項 (personal prerogative) も存在している。これも憲法上問題とされることがあり、現在の保守・自民連立政権の下で2011年9月15日に2011年議会任期固定法 (2011, c. 14.) が制定され、女王は議会の解散に関する大権を失うことになった。河島太郎「【イギリス】議会任期固定法案の提出」『外国の立法』245-1号, 2010.10, p.22; 同「【イギリス】2011年議会任期固定法の制定」『同上』249-2号, 2011.11, p.25.

56) 公務員年金制度等の制定改廃を国務大臣に委任する1972年公務員等退職年金法 (Superannuation Act 1972 (1972, c.11)、守秘義務に関する1989年国家機密法 (Official Secrets Act 1989 (1989, c.6))、公務員人事管理の各省庁への委任を可能とする Civil Service (Management Functions) Act 1992 (1992 c.61) 等がある。高橋滋「ブレア政権下の英国公務員制度とその動向」『行政法の発展と変革 (上)』有斐閣, 2001, pp.825, 829-830 参照

57) Civil Service Order in Council 1995, *Statutory Instrument. 1995. Appendix - Selected Instruments not Registered as Statutory Instruments*. pp.4294-4299.

58) Diplomatic Service Order in Council 1991.

59) *op.cit.* (2).

60) 坂本勝「イギリス公務員制度の変容—事務次官と特別顧問の役割を中心に(1)」『龍谷法学』35巻4号, 2003.3, pp.126-128 参照

61) *op.cit.* (32), para.44.

62) 後述(「Ⅲ 法第1章公務員の概要」の「2 人事委員会」参照) のとおり、イギリスの人事委員は日本の人事官と、人事委員会は人事院と比較しうる中央人事行政機関であり、また、日本には都道府県等の人事行政機関として人事委員会がある。これらの点から、Civil Service Commissioner には、「人事委員」、Civil Service Commission には「人事委員会」の訳語を当てた。なお、村松岐夫編著『公務員制度改革』学陽書房, 2008, p.107は従前の Civil Service Commissioners を「人事委員会」とし、人事院『年次報告書』平成22年度, p.42は、新設の Civil Service Commission を「人事委員会」としている。また、坂本 前掲注(60), pp.686-692 や高橋 前掲注(56), pp.826, 829-831 は、Civil Service Commissioner を「人事官」と Civil Service Commission を「人事委員会」とする。

63) Civil Service Commission, *Annual Report and Accounts 2010-11*. London: The Stationary Office, 2011, HC 1180, pp.16-17 参照

64) *ibid.*

る基本的な仕組みを議会制定法上の制度として保障したことに主要な意義を有するものといえよう⁽⁶⁵⁾。

2 労働党政権の成立以前の状況

このような公務員制度に関する立法の必要性の指摘は、公務員の使命及び管理の原則を明らかにして公務員制度の基礎を確立した1854年のノースコート・トレヴェリアン報告を嚆矢とする⁽⁶⁶⁾。公務員制度の法制化は、その後も折に触れて議論されたものの、歴代政権の下で進展を見ないまま150年余りを経過してきた。

しかし、1980年代に公務員による機密漏洩事件が相次ぎ、そのうち一件は大臣の命令で公務員が情報の漏洩を迫られたもので、政府は公務員の義務の在り方をめぐり制度的対応を迫られた⁽⁶⁷⁾。下院大蔵・公務員制度委員会は、1986年の報告書『公務員と大臣—義務と責任』で外部機関による公務員からの苦情の処理を爾後の継続的な検討課題とし⁽⁶⁸⁾、1994年の報告書『公務員制度の役割』では公務員法と公務員規範の

制定を勧告しつつ法律で独立の人事委員会を新設して公務員からの苦情の処理手続の整備に当たらせるよう提案した⁽⁶⁹⁾。公職倫理基準委員会(Committee on Standards in Public Life)⁽⁷⁰⁾が1995年の報告書で公務員法の制定を促しつつ公務員規範の制定を優先すべきであるとしたこともあり⁽⁷¹⁾、当時の保守党メジャー政権は、公務員法の制定を見送り1996年に公務員規範を制定・施行した。

3 労働党ブレア政権時代の推移

当時の野党労働党と自由民主党は共同で憲法改革協議会を設置し、公務員規範の根拠法となる公務員法の制定に同意する旨の報告書を1997年総選挙前に公表したが⁽⁷²⁾、同年総選挙後に成立した労働党ブレア政権の下でも、前述のとおり、1998年人権法、1998年スコットランド法、1998年ウェールズ政府法等、2000年情報自由法等の制定が憲法改革の優先課題となり、公務員法案の起草は遷延された⁽⁷³⁾。

特別顧問を多用したブレア政権の下では⁽⁷⁴⁾、

(65) ジャネット・パラスケバ「イギリスの中央省庁における幹部職員の選考過程、政治的中立性の確保等（人事院・日本行政学会主催パネル・ディスカッション ドイツ・イギリスにおける幹部国家公務員人事について）」『人事院月報』738号、2011.2, pp.6-7.

(66) Stafford H. Northcote and C. E. Trevelyan, *Report on the Organisation of the Permanent Civil Service, together with a Letter from the rev. B. Jowett*. 1854 [1713] London: George E. Eyre and William Spottiswoode, 1854, p.23.

(67) 以下、その経緯は、坂本 前掲注(60), pp.114-121による。

(68) House of Commons, *Seventh Report from the Treasury and Civil Service Committee, Session 1985-86: Civil Servants and Ministers: Duties and Responsibilities*. Vol. I: Report together with the Proceedings of the Committee, 1986, HC 92-I, para. 4.16. なお、下院大蔵・公務員制度委員会(Treasury and Civil Service Committee)は、下院行政委員会の前身である。

(69) Treasury and Civil Service Committee, *Fifth Report: Role of the Civil Service*. Vol. I, House of Commons, Session 1993-94, HC 27-I, London: HMSO, 1994, paras. 105-116; 坂本 前掲注(60), p.119.

(70) 1994年に設けられた独立の諮問機関である公職倫理基準委員会は、当初、下院議員の政治倫理に反する行為に取り組んでいたが、現在では、公職活動の倫理基準(standards in public life)に関する問題全般に関する監視、報告及び勧告をしている。Committee on Standards in Public Life, *About us*. Committee on Standards in Public Life Website. <<http://www.public-standards.gov.uk/about.html>>; see also What we do. Committee on Standards in Public Life Website. <http://www.public-standards.gov.uk/About/What_We_Do.html>

(71) Committee on Standards in Public Life, *Standards in Public Life: First Report of the Committee on Standards in Public Life*. Vol. 1: Report, Cm 2850-I, 1995, London: HMSO, 1995, para. 55. <<http://www.public-standards.gov.uk/Library/OurWork/1stInquiryReport.pdf>>

特別顧問と職業公務員⁽⁷⁵⁾との摩擦等、公務員をめぐる新たな問題が惹起され⁽⁷⁶⁾、公職倫理基準委員会は2000年の報告書で政府に対し公務員法の制定に向けた日程の管理や公務員法の内容に特別顧問に関する規定を加えることが勧告された⁽⁷⁷⁾。それにもかかわらずブレア政権の消極的な姿勢により公務員制度の法制化が進捗しなかったため、2004年初に下院行政特別委員会は公務員法案草案(以下「下院行政特別委員会草案」という。)⁽⁷⁸⁾を公表した⁽⁷⁹⁾。同年11月には政府の公務員法案草案(以下「政府草案」という。)⁽⁸⁰⁾が作成され⁽⁸¹⁾、その意見公募も開始されたが、首相権限の強化を図るブレア政権とは改

革の方向性が異なったためか公務員制度の法制化は進捗せず、これらの法案草案は必ずしも2008年の憲法再生法案草案や法第1章に直結するものとはならなかった。

4 労働党ブラウン政権時代の経緯

このような状況の中で公務員制度の法制化を促進する契機となったのは、同じ労働党の下でブレア政権を引き継いだブラウン政権の誕生である。行政権の制限と行政府の説明責任の強化により行政府に対する立法府の抑制機能を強化して両機関相互の均衡を図ろうとする同政権下の憲法改革において、公務員制度の法制化は再

(72) The Labour Party, *Report of the Joint Consultative Committee on Constitutional Reform*. 1997. para.84. quoted in Committee on Standards in Public Life, *Reinforcing Standards: Review of the First Report of the Committee on Standards in Public Life*. (Sixth Report of the Committee on Standards in Public Life), Vol. 1: Report, London: The Stationary Office, Cm 4557-I, 2000, paras. 5.44. <<http://www.archive.official-documents.co.uk/document/cm45/4557/4557.htm>>

(73) 出雲明子「英国国家公務員法制の改革論議」『社会科学ジャーナル』国際基督教大学, 57号, 2006.3, pp.112-113.

(74) 古賀豪「特別顧問を多用するブレア政権」『レファレンス』573号, 1998.10, pp.89-103.

(75) 「職業公務員」の意義については、前述「1 適用」参照

(76) 宮畑建志「英国ブレア政権の特別顧問をめぐる議論」『レファレンス』664号, 2006.5, pp.67-76.

(77) Committee on Standards in Public Life, *op.cit.*(72), paras. 5.53, 6.54, 6.74.

(78) House of Commons Public Administration Select Committee, *A Draft Civil Service Bill: Completing the Reform*. First Report of Session 2003-04, HC 128-I, 2003, incorporating HC 837, Session 2002-03, 2004. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200304/cmselect/cmpublicadm/128/128.pdf>>

(79) 英国下院では、法案の付託ごとに組織される公法案委員会が当該各法案の逐条審査に当たる。必要に応じて法案草案の事前審査をすることがあるにとどまり、通常は行政監視を主な任務とする省別特別委員会の1つである行政特別委員会が公務員法案を作成したことは極めて異例である。なお、奥村牧人「英国下院の省別特別委員会」『レファレンス』718号, 2010.11, pp.191-209参照

(80) *A Draft Civil Service Bill: A Consultation Document*. Cm 6373 2004. <<http://www.archive2.official-documents.co.uk/document/cm63/6373/6373.pdf>>

(81) 政府は、公務員制度関係法令の内容に関し次の5原則を立てている。*ibid.*, para. 20. なお、〔〕内は、適宜筆者が補った語句である。以下同様

1. 公務員は大臣に対して説明責任を負い、大臣は公務員の管理及び〔公務遂行上従うべき〕基準の擁護について議会に対して説明責任を負うという憲法上及び実務上の職務分担を変更しないこと。
2. 将来正当な選挙により組織される政権の政治的立場にかかわらず公務員組織が等しく専心して確実にその政権を補佐することができるようにして、党派を超えた支持を得るものとする。
3. 公務員が引き続き一般雇用慣行に服して他の被用者と同様の法令上の雇用権利 (employment right) を有するものとする。
4. 公務員管理の柔軟性及び対応力を失わないようにすること又は各省及び自治政府にその職員の給与、格付及び管理を委任する体制に干渉しないようにすること。
5. 公務員制度を温存するのではなく、その150年間の発展を国際化の時代に向けて更に継続することができる枠組みを提供すること。

び優先課題となったのである。政府は、まず、2007年7月の緑書『英国の統治』で公務員制度を法制化する方向性を改めて示し⁸²⁾、公正かつ公開の競争試験に基づく成績主義的な資格任用制の原則や人事委員制度の法定並びに政治的に中立的な立場から大臣に非政治的な助言をする職業公務員とは異なり大臣に政治的な助言をする特別顧問の政府における役割の明確化及び一部特別顧問の職業公務員に対する指揮命令権の廃止が提案され、公務員制度の法制化についてスコットランド及びウェールズの両政府と協議する方向であることと北アイルランドの公務員を法の定める公務員制度の対象外とする方針が示された⁸³⁾。2008年3月には白書『英国の統治一憲法再生』で、公務員制度を大権事項の対象外とすることを基本として公務員制度の法制化に関する下院行政特別委員会の作業（後述「Ⅲ 法第1章公務員の概要」の「2 人事委員会」等特に注(12)参照）や2004年公表の公務員法案草案に関し公募された意見を考慮しつつ公務員制度を制定法上の根拠に基づくものとし公務員制度を大権事項から除外することを中心的な課題とする公務員制度改革の方針⁸⁴⁾を公表した。同時に公表された憲法再生法案草案中公務員に関する第5章の規定⁸⁵⁾は、2008年5月に設置された両院合同委員会で事前に審査され、公務員制度に関する規定は憲法の一部とするのではなく別途公務員法を制定する方が望ましいとされたも

の⁸⁶⁾、憲法再生法案草案第5章の内容は総じて圧倒的な支持を受けたという⁸⁷⁾。

2009年7月20日には下院に憲法改革及び統治法案が提出され（以下当時の憲法改革及び統治法案を「原案」という。）、そのうち公務員制度に関する第1章の規定については、議会審議の過程において、スコットランドとウェールズの特別顧問規範はそれぞれ別に定めることとする規定並びに治安関係及び情報関係の機関に所属する公務員を除き外国人が公務員に就任することができるものとする規定を追加する修正があったが⁸⁸⁾、議事一掃期間⁸⁹⁾に外国人の公務員就任を解禁する規定を削る修正を受けた上で⁹⁰⁾、法が制定されている。

Ⅲ 法第1章公務員の概要

第1章以下Ⅲにおいては、特に必要のない限り、「法」の語を付さないでその章節及び条項を引用する。）の要点は、公務員管理を大権事項から除き、人事委員会を新設すること、公正かつ公開の競争試験に基づく成績による（on merit on the basis of fair and open competition）資格任用制を法律上制度化すること、政権内部における特別顧問の正当かつ建設的な権限と職務を明らかにすること等といえよう⁹¹⁾。ただし、公務員の身元調査及び一部組織に属する公務員の管理については引き続き大権事項として残存し、また、新設の

82) *op.cit.* (32), para.43.

83) *ibid.*, paras.44-48.

84) *op.cit.* (23), p8, paras.167-171.

85) *op.cit.* (40), Draft Constitutional Renewal Bill, Pt. 5, Sch. 4 and Explanatory Notes, paras. 13-15, 39-41, 145-201.

86) *op.cit.* (43), para. 377.

87) *ibid.*, para 240.

88) Gay and Maer, *op.cit.* (48), p.5.

89) 前掲注53参照

90) Gay, *op.cit.*(52), p.9.

91) Lucinda Maer and Oonagh Gay, "Civil Service Legislation," House of Commons Library, *Standard Note*. SN/PC/02863, Sep. 2009, p.4. <<http://www.parliament.uk/briefing-papers/SN02863.pdf>>

人事委員会も従来の人事委員(Civil Service Commissioners)を改組したものである。その意味では、第1章の定める公務員制度も、従来の大権事項としての公務員制度と連続性を有するものといえよう。

第1章は、第1節(公務員管理の制定法上の根拠)と第2節(関係法令の整理及び経過規定)に分かれ、第1節には、内容上、公務員担当大臣の公務員の管理権限⁹²⁾及び外務大臣の外交官の管理権限、公務員規範の要件、人事委員会の設置、公務員の採用の要件、特別顧問の任命の要件、特別顧問規範の要件等が定められている⁹³⁾。

1 適用

第1章第1節の規定は、国家公務員に適用される(第1条第1項)。ただし、機密情報部等の情報機関又は北アイルランドの政府若しくは裁判所に属する公務員については、特例としてその適用が除外され、当該国家公務員の管理は引き続き大権事項に属することとなる(同条第2項、第3項)。したがって、法において「公務員(civil serviceないしcivil servant)」とはこれら特別なものを除く国家公務員をいうこととなり(第18条第1項)、これら特別な国家公務員については例えば後述の人事委員会によ

る苦情処理の対象外となる⁹⁴⁾。

このように第1章第1節の適用除外組織以外の組織の国家公務員が「公務員」として消極的に定義されることになるが、日本の国家公務員法(昭和22年法律第120号)と同様⁹⁵⁾、法には公務員の積極的な定義規定は見当たらない。この点、2004年の政府草案は、公務員法の適用除外組織だけでなく、適用対象組織も具体的に列挙していた⁹⁶⁾。ちなみに、1965年公務員等退職年金法⁹⁷⁾第98条は、第1項でcivil serviceを国のcivil serviceとして規定しつつ、第2項で同法におけるcivil servantを所定の資格に基づいてpermanent civil serviceにおいて勤務する者と規定している(以下、本稿においては、このようなcivil servantを「職業公務員」という)。しかし、この定義は年金制度上適切であるとしても、そこには任期付公務員を包摂することができない等の不都合がある⁹⁸⁾。両院合同委員会は、公務員の定義が議論に時間の必要な問題であり容易には解決の困難なことが明らかな事項であるとして積極的な公務員の定義規定を置かない政府の姿勢に理解を示しながらも、政府は公務員の範囲をより明確に規定すべきであるとしていた⁹⁹⁾。

ただし、従来、一般的には、公務員(組織)(civil service)を内国公務員(組織)(Home Civil

⁹²⁾ 公務員担当大臣は、首相が兼務する。*Halsbury's Laws of England*, 4th. ed. v.8(2): Constitutional Law and Human Rights. London: Butterworths, 1996 Reissue, paras. 395, 427, see also *Halsbury's Laws of England 4th. and 5th. Edn 2011 Cum. Supp.*, Pt. 1, London: LexisNexis, 2011, pp.8(2)171, 173.

⁹³⁾ 以下「Ⅲ 法第1章公務員の概要」については、原則として、*op.cit.*(2)によった。

⁹⁴⁾ このような規定には情報機関の職員による人事委員会に対する苦情の申出等を制限する目的があると考えられており、その結果として政府通信本部の職員について後述の成績主義に基づく資格任用制による募集が法律上保障されない点が懸念された。*op.cit.*(45), para. 19. これに対し、政府は、政府通信本部の職員については引き続き独自の行為規範と資格任用制によることになるとする。*op.cit.*(46), para. 14.

⁹⁵⁾ ちなみに、日本の国家公務員法に国家公務員の定義規定がないことについては、鹿兒島重治ほか『逐条国家公務員法』学陽書房, 1988, pp.49-50 参照

⁹⁶⁾ Clause 1 and Sch. 1, Draft Civil Service Bill, in *op.cit.*(80). その適用対象組織には、内閣府(Cabinet Office)、公訴局(Crown Prosecution Service)、政府通信本部その他多くの組織が列挙されていたが、現在では既に統廃合された組織も散見される。逆に、適用除外組織には、政府通信本部が含まれていなかった。

⁹⁷⁾ Superannuation Act 1965 (1965 c.74).

⁹⁸⁾ イギリスにおける公務員の定義については、坂本 前掲注(60), pp.107-113 参照

⁹⁹⁾ *op.cit.*(43), para. 244.

Service)と外交官(組織)(Diplomatic Service)に大別し、外務省を除く政府各省の職員はすべて内国公務員組織に属する者とされ、外務省の職員は国外の外交使節団において勤務する外交官組織に属する者と内国公務員組織に属する者に分けられてきた⁽¹⁰⁰⁾。法は、内国公務員の用語を用いないものの、後述のとおり外交官の行為規範や管理権限については従来どおりその他の公務員と取扱いを異にしている。また、一般的に公務員(civil servant)は司法官職又は政治的官職にある者を除き文民の資格で雇用される国王の官吏(servants of the Crown)でその給与が専らかつ直接議会が議決した予算により支給されるものとされ、大臣(Ministers of the Crown: 副大臣及び政務官を含む。)、議会各議院職員並びに軍、警察、地方公共団体、国有企業及び国民医療制度(National Health Service)の職員が公務員の範囲から除外されてきた⁽¹⁰¹⁾。しかし、法では、civil serviceとcivil servantとの間に範囲の差はない(第1条第4項及び第18条第1項)。むしろ、一般的に政策の企画立案や実施等政権の補佐を含む国の文官事務の処理に従事する国王の終身官吏の組織体をcivil serviceとする説明⁽¹⁰²⁾や先述のcivil servantを公務員組織

に属する者(member of the (Home) Civil Service)とする説明に徴すると、法におけるcivil serviceは、civil servant個人の集合概念と考えられよう⁽¹⁰³⁾。

2 人事委員会

イギリスの人事委員制度は、1855年にノースコート・トレヴェリアン報告⁽¹⁰⁴⁾に基づいて公務員の採用試験を実施する機関として初代の人事委員が任命されたのに始まる⁽¹⁰⁵⁾。最近の人事委員は、1995年公務員令に基づき、内閣府や各省庁から独立した中央人事行政機関として⁽¹⁰⁶⁾、資格任用制の原則を維持すること、同原則の解釈及び適用に関する募集規範を制定すること、採用機関による募集規範の遵守状況を監査すること、募集に関して指定した情報の公表を採用機関に対して要求すること、公務員規範が適用される公務員からの苦情を処理すること⁽¹⁰⁷⁾、上級公務員の任用を承認すること⁽¹⁰⁸⁾等の権限を有していた。

法は、従来の人事委員(Civil Service Commissioner)を、その独立性を強化するため法人格を有する人事委員会(Civil Service Commission 以下「委員会」という。)に改組した

⁽¹⁰⁰⁾ *Halsbury's Laws of England*, 4th. ed. v.8(2): Constitutional Law and Human Rights. London: Butterworths, 1996 Reissue, para.549, see also *Halsbury's Laws of England 4th. and 5th. Edn 2011 Cum. Supp.*, Pt. 1, London: LexisNexis, 2011, p.8(2)205.

⁽¹⁰¹⁾ *ibid.*; 坂本 前掲注(60), pp.108-111.

⁽¹⁰²⁾ *Jowitt's dictionary of English law*. 3rd ed., v. 1 A-I., London: Sweet & Maxwell, 2010, p.409.

⁽¹⁰³⁾ 本来、英米法において、civil serviceの語は、軍務を除く行政事務一般に携わる職員で政治的任用によらず競争試験で任用される一般職の公務員又は文官の総称のほか、一般的に、「公務」、「行政事務」、「文官勤務」等を意味しうる。田中 前掲注(1), p.149; 小山 前掲注(1), p.170. 本稿は、本文記載の考察に従い、civil serviceについては「公務員(組織)」を念頭に置いて適宜執筆した。

⁽¹⁰⁴⁾ *op.cit.* (66).

⁽¹⁰⁵⁾ "A Brief History". <<http://civilservicecommission.independent.gov.uk/History/index.html>>; 石見豊「第3章 イギリス公務員制度の変容」下條美智彦編著『イギリスの行政とガバナンス』成文堂, 2007, pp.61-63.

⁽¹⁰⁶⁾ 高橋 前掲注(56), pp.829.

⁽¹⁰⁷⁾ Article 4, Civil Service Order in Council 1995 (as amended in 2007), in: *Civil Service Commissioners' Recruitment Code*. 5th ed., Mar. 2004, Last Updated, Apr. 2008, Pt. 1, Annex A, p.10.

⁽¹⁰⁸⁾ "Appointments Requiring the Commissioners' Approval Senior Appointments", *Civil Service Commissioners' Recruitment Code*. 5th ed., Mar. 2004, Last Updated, Apr. 2008, Pt. 2, Annex A, p.32. <<http://www.gad.gov.uk/Documents/Careers/CSC%20recruitment%20principles.pdf>>

(第2条第1項)。委員会は、主として公務員を採用する場合の選考に関する事務(同条第3項)及び公務員の行為規範違反行為の処理に関する事務(同条第4項a及び第9条)をつかさどる。委員会の組織、地位及び権限、手続、職員等に関する事項は、第1附則で定める(同条第2項参照)。

委員会は、事実上の委員長である首席人事委員(First Civil Service Commissioner 以下「首席委員」という。)1人及び人事委員(以下単に「委員」という。)合わせて7人以上をもって組織する(第1附則第1条)。委員会は、政府及び公務員から独立した機関であって、その財産は国有財産でないものとされている(第1附則第7条)。委員会には小委員会(committee)を、更に小委員会には分科会(sub-committee)を設けることができる(第1附則第9条)。公務員担当大臣は、委員会の費用についてその額を定めて支払わなければならないが(同附則第15条第1項)、委員会と協議した上でその用途又は手続について条件を付すことができる(同条第2項及び第3項)。その他、第1附則第2章には、委員会職員の雇用及び年金(同附則第11条及び第12条)、公務員等による支援の提供(同附則第13条)、所掌事務の委任(同附則第14条)、会計(同附則第16条)、年次報告等

の報告書(同附則第17条)等に関する規定がある。

従来、人事委員は首席委員も含めて国王大権に基づく勅令により任命されていたが⁽¹⁰⁹⁾、法では、首席委員及び委員は公務員担当大臣の推薦に基づいて女王陛下により任命される(首席委員にあつては第1附則第2条、委員にあつては同附則第3条)。その推薦のための選考は公正かつ公開の競争試験に基づく成績によらなければならないが、首席委員の任命にあつてはスコットランド首相(First Minister for Scotland)及びウェールズ首相(First Minister for Wales)⁽¹¹⁰⁾並びに主な野党の党首との協議が、委員の任命にあつては首席委員の同意が必要である。首席委員の任命には関係者との協議は必要なもののその同意まで求められていないので、公務員担当大臣は関係者の意向にかかわらず自ら選考した者を首席委員に任命することができよう。この点、下院行政特例委員会は人事委員会の独立性を①人事、②管理及び財政並びに③苦情処理によらない調査権の3面から考察し⁽¹¹¹⁾、2004年の下院行政特別委員会草案⁽¹¹²⁾では、委員会の独立性を確保するため会計検査院長(Comptroller and Auditor General: C&AG)の例⁽¹¹³⁾に倣って委員全員を事実上与野党の合意により任命する案が示されていたが、同年の政府草案で首席委

(109) Civil Service Commissioners, *Annual Report 2008/09*. London, p.11.

(110) スコットランド、ウェールズ各自治政府において内閣の長に相当する First Minister には、「首相」の訳語を当てた。自治体国際化協会『英国の地方自治(概要版)』自治体国際化協会, 2011, pp.69, 71; 山崎幹根「2007年スコットランド議会選挙と今後の課題」『開発こうほう』北海道開発協会, 2007.8, p.28; 富田理恵「スコットランド自治運動—その背景と過程—」『南山大学ヨーロッパ研究センター報』8号, 2002.3, p.144; 砂原庸介「第6章イギリスにおける国と地方の役割分担」『主要諸外国における国と地方の財政役割の状況』報告書』財務総合政策研究所, 2006, p.374; なお、前掲注(29)参照。

(111) *op.cit.* (45), para.47.

(112) Draft Civil Service Bill, Clause 2 (2), in: *op.cit.* (78) House of Commons Public Administration Select Committee, *A Draft Civil Service Bill: Completing the Reform*. First Report of Session 2003-04, HC 128-I, 11 Dec. 2003, incorporating HC 837, Session 2002-03, 5 Jan. 2004. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm200304/cmselect/cmpubadm/128/128.pdf>> pp.7, 16.

(113) 河島太朗「【イギリス】2011年予算責任及び会計検査法の制定」『外国の立法』248-1号, 2011.7, p.10. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02480105.pdf>> 参照

員のみが与野党の協議を経なければ任命することができないものとされた⁽¹¹⁴⁾。首席委員以外の委員の任命については、憲法再生法案草案では「公務員担当大臣は、適切と認められる場合を除き、首席委員の同意を得ないで委員を推薦してはならない」こととされていたが、委員会の独立性に危惧を抱いた下院行政特別委員会の勧告を受けて⁽¹¹⁵⁾、法第1附則第3条第4項では「適切と認められる場合を除き、」という文言が削られている。

首席委員及び委員については、公務員担当大臣が任期を5年以内の範囲内で定め、再任されることができないものとされている。その他、第1附則第1章には、官職指定による委員の任命を前提とした規定（同附則第3条第11項及び第13項a）並びに給与、手当、年金等の任用条件（同附則第4条）、辞職又は免職の要件（同附則第5条）及び失職時の補償（同附則第6条）に関する規定がある

3 公務員の管理権限

公務員の管理については、外交官にあっては外務大臣が、その他の公務員にあっては公務員担当大臣が権限を有するものとされている（第3条第1項及び第2項）。

これらの公務員の管理権限には、その任命権が含まれる（同条第3項）。この点、2008年の憲法再生法案草案第27条第3項では公務員の罷免権も明示されており⁽¹¹⁶⁾、下院行政特別委員会がこれについて資格任用制で採用された公務員に人事を委ねてきた従来の政府の在り方になじまず、公務員が党派を問わず政権を補佐することができなくなるおそれがあると指摘し⁽¹¹⁷⁾、両院合同委員会も文言の練り直しを勧告していた⁽¹¹⁸⁾。両院合同委員会に対する政府の答弁書によれば、大臣の公務員任命権は募集の原則に従って人事委員会が運用する資格任用制の制約を受け⁽¹¹⁹⁾、この規定どおり立法されれば従来の公務員の管理に関する国王大権は廃止される⁽¹²⁰⁾。また、大臣の公務員任免権は現状を何ら変更するものではなく、公務員個人の任免権は現行どおり引き続き公務員組織の長（Head of the Civil Service）⁽¹²¹⁾及び各省事務次官（Permanent Heads of Departments）に委任され、大臣が公務員個人の任免に関与するような変更を示唆するものではないという⁽¹²²⁾。

したがって、法第3条の公務員管理権には同様の意義における公務員の任免権が含まれ、今後も個別公務員の任免権は1992年公務員（管理事務）法⁽¹²³⁾の定めるところにより先述の官僚

(114) Draft Civil Service Bill, Sch. 2, Clause 4. in: *op.cit.* (80).

(115) *op.cit.* (45), para. 49.

(116) Clause 27 (3), Draft Constitutional Renewal Bill, *op.cit.* (40).

(117) *op.cit.* (45), para. 22.

(118) *op.cit.* (43), para. 267. さらに、両院合同委員会は、この規定が法律となった後も大臣が国王大権を保持し続けるのか否かを明らかにすべきであるとした。 *ibid.*, para. 271.

(119) *op.cit.* (44), para. 189.

(120) *ibid.*, para. 195. なお、公務員に関し残存する唯一の大権事項は、[国家]安全保障審査に関するものであるという。

(121) 「内国公務の長」、「公務員制長官」とも呼ばれる公務員組織の長は事務次官その他の局長級の最上位200人の幹部公務員を首相に推薦し、首相はその推薦に基づいてこれらの公務員を任命する。現在では、通常、内閣官房長（Cabinet Secretary. 後掲注⁽¹³⁸⁾参照）が兼務する。Civil Service Management Code 5.2 (as revised in Jun. 2011) <http://www.civilservice.gov.uk/wp-content/uploads/2011/09/civil-service-managemnet-code-June2011_tcm6-3222.doc>; 人事院『平成22年度年次報告書』人事院, pp.42-43. <http://ssl.jinji.go.jp/hakusho/22nenpoupdf/22_1-2.pdf>; “Head of the Civil Service,” civilservice Website. <<http://www.civilservice.gov.uk/about/leadership>>

(122) *op.cit.* (44), para. 189.

(123) Civil Service (Management Functions) Act 1992 (1992 c. 61).

に委任されるものと解される。また、公務員の任免権等の公務員管理権は、人事委員会に関する規定(前述「2 人事委員会」参照)や公正かつ公開の競争試験に基づく選考採用等の公務員の採用に関する規定(後述「5 採用」参照)と整合するように解釈しなければならない⁽¹²⁴⁾。法は公務員管理権が身上調査手続である国家安全保障審査⁽¹²⁵⁾には及ばないものと規定しており(同条第4項)、当該審査は引き続き大権事項として実施されることとなった⁽¹²⁶⁾。なお、他の法律上の公務員管理権との調整に関する規定(第4条)がある。

4 行為規範

公務員については、行為規範(Codes of conduct)を公表しなければならない(第5条第1項、第6条第1項、第8条第1項)。もっとも、従来も議会制定法に基づかない行為規範があり、法の想定する行為規範はこれに沿ったものである。行為規範は公務員規範(第5条)、外交官規範(第6条)及び特別顧問規範(第8条)に分かれ、さらに、公務員規範及び特別顧問規範は、スコットランド及びウェールズについてはそれぞれ別の行為規範を公表することができることとされている(第5条第2項及び第8条第2項)。

公務員担当大臣は公務員規範を、外務大臣は外交官規範を議会に提出しなければならない(第5条第5項及び第6条第1項)。また、スコットランド及びウェールズの公務員規範及び特別

顧問規範は、それぞれスコットランド首相又はウェールズ首相と協議した上で(第5条第3項及び第8条第3項)、それぞれスコットランド議会又はウェールズ国民議会に提出する(同条第6項)。ただし、行為規範の制定に議会の承認等は必要がない⁽¹²⁷⁾。ちなみに、下院行政特別委員会草案第6条第6項は、行為規範の制定改廃に両議院の異議がないことを要件としていた。

第7条は、改めて公務員規範及び外交官規範の要件を定めた。同条第2項及び第3項は、公務員がその政治信条にかかわらず政権を補佐すべきことを規定している。また、従来公務員規範に掲げられてきた廉潔性(integrity)、誠実性(honesty)、客観性(objectivity)及び公平性(impartiality)という公務遂行上従うべき4つの根本基準(core values)が、改めて法の規定により、公務員規範に規定すべきものとされた(同条第4項)。

公務員規範又は外交官規範の違反があると信ずるに足りる理由のある公務員は、委員会に対し、当該違反について苦情を申し出ることができる(第9条)。公務員規範及び外交官規範には、公務員が苦情の申出前に行うべき事項に関する情報を記載することができるものとされ(同条第4項)、現行の行為規範に既に記載されている手続をこれらの規範の記載事項に反映することが想定されている⁽¹²⁸⁾。委員会は、苦情の処理の手続を定め、これに従って苦情を調査し及び

⁽¹²⁴⁾ *op.cit.*(2), para. 80.

⁽¹²⁵⁾ 国家安全保障審査(national security vetting)とは、秘密を取り扱う公務員の適格性を審査する身上調査手続の一種である。横山恭三「英国の秘密取扱者適格性確認制度について」『防衛取得研究』3巻3号, 2009.12, pp.9-15. <http://www.bsk-z.or.jp/kakusyu/pdf/091228kenkyureport_21_12.pdf>;『人的セキュリティ:脅威、挑戦、および対策—英国における人的セキュリティへの取り組み—』(BSK 第20-2号)防衛調達基盤整備協会, 2008.3, pp.11, 21. <<http://www.bsk-z.or.jp/kakusyu/pdf/bsk20-2.pdf>>

⁽¹²⁶⁾ *op.cit.*(2), para. 81.

⁽¹²⁷⁾ イギリスの命令集に掲載される委任命令には、その制定に両議院の承認を要件とするものや両議院の異議がないことを要件とするものがある。House of Commons Information Office, Statutory Instruments. (Factsheet L7), Rev. May 2008, pp.3-5. <<http://www.parliament.uk/documents/commons-information-office/107.pdf>>

⁽¹²⁸⁾ *op.cit.* (2), p.16.

審査しなければならず、その解決の方法について勧告することができる（同条第5項）。委員会は、公務員管理機関、苦情申出人又は苦情の対象となった行為に関与した公務員に対し、苦情の調査に必要と認められる情報を要求することができる（同条第6項）。

下院行政特別委員会や両院合同委員会は、人事委員会の独立性を強化するため苦情によらず委員会が自ら公務員規範に関する調査を開始する権限を法律で定めるよう政府に勧告したが⁽¹²⁹⁾、今回の法においてもこの点は実現していない。

特別顧問規範については、後述する。

5 採用

原則として、公正かつ公開の競争試験に基づく成績により選考した者でなければ、公務員に採用することができないとされ（第10条第2項）、ノースコート・トレヴェリアン報告⁽¹³⁰⁾以来実施されてきたいわゆる資格任用制（メリットシステム）が公務員の採用の基本とされた。ところで、下院行政特別委員会では、憲法再生法案草案には資格任用制に基づく公務員の昇任に関する規定が見当たらない点を懸念する首席人事委員の

証言⁽¹³¹⁾を踏まえ、公務員管理規範に規定されている資格任用制による昇任の原則⁽¹³²⁾を制定法上の根拠に基づくものとすべきであると勧告していた⁽¹³³⁾。これに対し、政府は、公務員規範の当該規定や最上位200人の上級公務員の任命に人事委員が関与するようになっていること等を指摘して法案化を見送った⁽¹³⁴⁾。

大使、公使等の使節団の長若しくは海外領土の総督となる外交官若しくは特別顧問を採用するための選考又は募集の原則（後述）が適用されない選考は、資格任用制の特例である（同条第3項）。このうち一部の外交官に関する規定は、憲法再生法案草案に由来するものである⁽¹³⁵⁾。下院行政特別委員会は政府がこの種の官職任命権（patronage）の公益上の論拠を示すよう要求しており⁽¹³⁶⁾、両院合同委員会においても「外交官の特例が引退した政治家の老人ホームとして濫用されるおそれ」が指摘され⁽¹³⁷⁾、いずれも特例を極力少なくすべきであるとの意見が示された。しかし、ガス・オドンネル内閣官房長（Cabinet Secretary）⁽¹³⁸⁾が、資格任用性によらない外交官の任命は極めてまれであり、ジョン・メージャー元首相が「租借地香港の民主化に尽

⁽¹²⁹⁾ *op.cit.* (45), para. 58; *op.cit.* (43), para. 263.

⁽¹³⁰⁾ *op.cit.* (66).

⁽¹³¹⁾ *op.cit.* (45), Q1, Ev. 1. なお、元内閣官房長（Cabinet Secretary（後掲注⁽¹³⁸⁾参照）のサー・ロビン・マウントフィールドは、実際には、昇任に対する影響力が官職任命権（patronage）を行使する有力な方法の一つとなっているとする覚書を下院行政特別委員会に提出している。*ibid.*, Ev. 13.

⁽¹³²⁾ 各省各庁は、その職員の昇任（promotion）又は転任（lateral transfer）がすべて本人の適性に応じ、資格任用制により、当該職務を遂行させるために慎重な決定が行われることを確保しなければならないこととされている。Civil Service Management Code, Section 6.4.2 a.

⁽¹³³⁾ *op.cit.* (45), para. 61.

⁽¹³⁴⁾ *op.cit.* (46), para. 47.

⁽¹³⁵⁾ 第34条 *op.cit.* (40), p.14. ただし、政府の公務員法案草案では高等弁務官（英連邦に属する国のいずれかを代表して他の英連邦に属する国に駐在する大使相当の外交官）の採用が特例とされており（第8条第3項 b. *op.cit.* (80), p.4.）、また、従前の1995年公務員令（Civil Service Order in Council 1995）第3条第1項の規定を引き継ぐ下院行政委員会の公務員法案草案第5条第1項 a 及び憲法再生法案草案第34条第3項 a の規定で特例とされた「国王に直接任命された者」にも大使及び海外領土の総督が含まれるものとされている。HC Deb, 5 Jul. 2006, c 1161W, quoted in *op.cit.* (45), para. 31. ちなみに、「国王に直接任命された者」については、両院合同委員会の指摘（*op.cit.* (43), para. 283.）に基づいて資格任用制の特例から除外された。*op.cit.* (46), para. 26.

⁽¹³⁶⁾ *op.cit.* (45), paras. 33-35.

⁽¹³⁷⁾ *op.cit.* (43), para. 284.

力しその中国返還に当たった]クリス・パッテン元香港総督を任命した例がある等と説明し⁽¹³⁸⁾、法第1章においてもこの特例が存置されている。なお、これら資格任用制の適用を受けないで採用された者で現にその官職にあるものを更に(資格任用制の適用を受ける)公務員に任命する場合には、その者を公務員に採用しなかったものとみなした上で、改めて資格任用制が適用されることになる(第10条第4項)。

委員会は、選考の要件である資格任用制(第10条第2項)について踏まえるべき原則(これを「募集の原則」という。)を公表しなければならない(第11条第1項)。委員会はその公表前に公務員担当大臣と協議し(同条第2項)、公務員管理機関は公表された募集の原則を遵守しなければならない(同条第4項)。

資格任用制を選考の要件とする採用で事前に委員会の承認を要するものについては、委員会が募集の原則で指定することができる(第12条第1項a)。委員会が適当と認める採用については、委員会は、当該採用に係る選考の過程に関与することができる(同条第2項及び第3項)。委員会が公務員制度の必要上正当と認めるとき又は公務員をして政府の雇用対策(government employment initiative)に関与させることができるようにするために必要と認めるときは、委員会は、募集の原則で、資格任用制による採用の特例(同条第1項b及び第4項)及びこのように募集の原則の特例となる選考採用(第10条第3項c)の手續及び条件を定めることができる(第12条第6項)。委員会

又は公務員管理機関は、募集の原則の解釈と適用について裁量権を有する(同条第7項)。

国家公務員の選考について第10条第2項の資格任用制の違反があったと信ずるに足りる理由のある者は、委員会に対し、当該選考について苦情を申し出ることができる(第13条)。委員会は、苦情の処理の手續を定め、その手續に従って苦情を審査しなければならない(同条第3項)。また、委員会は、公務員管理機関又は苦情申出人に対し、苦情の審査をするために必要と認める情報を要求することができる(同条第4項)。

委員会は、募集の方針又は実施に関し審査を必要と認めるときは、第10条第2項の資格任用制の要件又は募集の原則が尊重されているか否かを確認しなければならない(第14条第1項)。この場合において、委員会は、必要な情報の提供を公務員管理機関に求めることができる(同条第2項)。

6 特別顧問

特別顧問とは、特別顧問の採用及びその条件に関する第15条の規定により、大臣が政治的補佐を得るために資格任用制の特例として自ら直接任命する臨時的な政治任用の公務員である⁽¹⁴⁰⁾。連合王国政府の大臣による特別顧問の任命は連合王国首相の承認を必要とし、スコットランド政府又はウェールズ政府の大臣を補佐する特別顧問の採用のための選考は、それぞれスコットランド首相又はウェールズ首相が行う。いずれの政府の特別顧問も、その採用条件について、

⁽¹³⁸⁾ 内閣官房長(Cabinet Secretary)は、内閣におけるいわゆる事務方のトップであり、「公務員組織の長(Head of the Civil Service)」(前掲注⁽¹²⁾参照)の地位を兼務する。兼務に至る経緯については、坂本勝「イギリス公務員制度の変容—事務次官と特別顧問の役割を中心に(2)」『龍谷法学』36巻1号, 2003.6, pp.83-84.

⁽¹³⁹⁾ *op.cit.* (45), para. 33.

⁽¹⁴⁰⁾ 特別顧問について、2005年改正以前の旧1995年公務員令第3条第2項aの規定は大臣に「専ら助言をする」職としていたが、下院行政特別委員会の公務員法案草案第5条第2項の規定は実態に合わせて「大臣を補佐する」職とした。これを受けて旧1995年公務員令が2005年に改正され、「助言」が「補佐」に改められた。その経緯については、宮畑 前掲注⁽⁷⁶⁾, pp.73-74 参照

連合王国公務員担当大臣の承認が必要である（同条第1項）。特別顧問の採用については、その政治的な性質に鑑みて、資格任用制を定める第10条の規定の適用が除外されている（同条第3項b）。各政府において、特別顧問の任期はその補佐する大臣の任期とともに終了する。当該任期は、連合王国政府にあっては大臣が離職した日又は採用後〔最初の〕総選挙の日の翌日が経過した時のいずれか早い時期であり、スコットランド政府又はウェールズ政府にあってはそれぞれスコットランド首相又はウェールズ首相の任期が終了した時となる（第15条第1項）。

前述のとおり、特別顧問については特別顧問規範が適用される（第8条）。政治的任用に係る特別顧問の性質に鑑みて、特別顧問規範には公務遂行に関する4つの根本基準中客観性及び公平性の基準を定める必要がないものとされており（第7条第5項）、この点で公務員規範又は外交官規範と異なっている。なお、前述のとおり原案が下院で修正され、スコットランドとウェールズのそれぞれについて各別の特別顧問規範を定めることができることとされている（第8条第2項）。

また、特別顧問規範には、特別顧問が公金の支出権限を有しないこと、国家公務員（他の特別顧問を除く。）の管理権限を有しないこと及び法律により委任された権限若しくは法律上の権限又は女王の大権を行使しえないことを規定しなければならないものとされている（第8条第5項）。この規定の制定に至る経緯を見ると、お

おむね次のとおりである。特別顧問を多用した労働党ブレア政権が発足した時に旧1995年公務員令が1997年に改正され、職業公務員に対して指揮命令権を有する首相官邸の特別顧問を3人以内の範囲内で任命可能とする第3条第3項の規定が追加された⁽⁴¹⁾。しかし、同政権の下で任命された特別顧問には様々な問題が指摘され⁽⁴²⁾、2007年に発足したブラウン政権はこのような権限を有する特別顧問を任命しない方針をとり、旧1995年公務員令第3条第3項の規定も2007年の同令改正で削られた⁽⁴³⁾。2008年の憲法再生法案草案には特別顧問の員数や権限に関する規定はなく、下院行政特別委員会は憲法再生法案に特別顧問の権限を制限する規定を置くよう政府に勧告したが⁽⁴⁴⁾、両院合同委員会は、特別顧問の権限については、法律（憲法再生法案草案）ではなく特別顧問規範で定めた上で⁽⁴⁵⁾、特別顧問規範を下院行政特別委員会の審査に付すよう勧告していたところである⁽⁴⁶⁾。

ちなみに、実際の『特別顧問行為規範』には、職業公務員との関係について、特別顧問に対し公金支出の承認や公務員管理に関する権限の行使を禁ずる規定のみならず、特別顧問は職業公務員との信頼関係の醸成を図り、大臣のために①大臣の視点や仕事の優先順位を官吏に伝え、②内部資料を含む情報の提供やデータの作成を官吏に求め、又は③大臣への助言について討議する目的で官吏と会合を開くことができるとする規定がある⁽⁴⁷⁾。

連合王国公務員担当大臣、スコットランド首

(41) Civil Service (Amendment) Order in Council 1997. 濱野雄太「英国の省における大臣・特別顧問」『レファレンス』709号, 2010.2, p.143 参照

(42) 古賀 前掲注(74), pp.97-100; 宮畑 前掲注(76), pp.70-75.

(43) Civil Service (Amendment) Order in Council 2007, SI 2007/8415.

(44) *op.cit.* (45), para 44. なお、2004年の下院行政特別委員会草案第5条第3項は、特別顧問を原則として公金支出権や職業公務員に対する指揮命令権がないものとしつつその特例となる特別顧問を3人以下としていた。Clause 5 (3) of Draft Civil Service Bill, *op.cit.* (78), p.8.

(45) *op.cit.* (43), para. 296.

(46) *ibid.*, para. 300.

相及びウェールズ首相は、現行どおり、当該政府の特別顧問に関する年次報告書を作成して、それぞれ連合王国議会、スコットランド議会及びウェールズ国民議会に提出しなければならない(第16条)。

おわりに

法の制定直後に実施された2010年総選挙で憲法改革を主導してきた労働党は政権を失い、新たに保守党のキャメロン党首が首相となり同党と自由民主党の連立政権が樹立された。しかし、新政権の下でも、自由民主党党首のクレグ副首相の主導により憲法改革が進められている。その中には、法の制定前に法案から削られた事項もいくつか見受けられる。そこで、新政権下における憲法改革の進捗状況を簡単にまとめて結語としたい。

法の制定前に削られた憲法改革事項の1つである選挙制度改革は、下院議員選挙制度における選択投票制の採否を問う国民投票を実施しようとするものであった。この点は、後に、2011年議会選挙制度及び選挙区法(同年法律第1号)が同年2月16日に成立し⁽¹⁴⁸⁾、5月5日には国民投票も実施されて現行の単純小選挙区制の存続

が確定している⁽¹⁴⁹⁾。同様に法の制定前に削られた事項である会計検査院改革は、別途制定された2011年予算責任及び会計検査法の一部として実現している⁽¹⁵⁰⁾。

これに対し、新たな憲法改革として、2011年5月17日にはクレグ副首相が上院議員定数の80%を公選議員、20%を上院議員任命委員会による指名議員とする上院改革法案草案を公表している⁽¹⁵¹⁾。さらに、同年9月15日には2011年議会任期固定法が制定され⁽¹⁵²⁾、女王は議会の解散に関する一身専属的国王大権を失い、不信任と解散については多くが同法の規定によることとなった。なお、首相の任命、組閣等については、今後とも多くが憲法慣習に委ねられることになると思われる⁽¹⁵³⁾。

このように、2010年総選挙による労働党政権から保守・自民連立政権への政権交代後も憲法改革関係の法律が制定され、あるいは制定に向けた動向が見られる。

また、公務員制度に関しても、下院を通過しながら上院で削られた公務員の国籍要件を廃止する規定のほか、人事委員会の財政的独立性の強化⁽¹⁵⁴⁾、公務員規範違反に関し苦情の処理手続に基づかない一般的な調査権の人事委員会への付与⁽¹⁵⁵⁾、さらに各省の所掌事務を法律で定める

(147) “Relations with the Permanent Civil Service 7,” Cabinet Office, Code of Conduct for Special Advisers. June 2010. <<http://www.cabinetoffice.gov.uk/sites/default/files/resources/special-advisers-code-of-conduct.pdf>>

(148) 河島太郎「議会選挙制度及び選挙区法の制定」『外国の立法』247-1号, 2011.4, p.10.

(149) 河島太郎「選挙制度改革に関する国民投票の実施」『外国の立法』248-2号, 2011.8, p.26.

(150) 河島 前掲注⁽¹¹³⁾

(151) 法の制定前の法案修正で削られた上院改革に関する規定は、上院世襲貴族選出議員が死亡した場合における補欠選挙を廃止する規定や、有罪判決又は破産に伴う行為制限命令を受けたこと等を上院議員の欠格事由とする等の規定であり、抜本的な上院改革を図るものではなかった。

(152) Fixed-term Parliaments Act 2011 (2011 c. 14). なお、河島太郎「【イギリス】議会任期固定法案の提出」『外国の立法』245-1号, 2010.10, p.22.; 河島太郎「【イギリス】2011年議会任期固定法の制定」『外国の立法』249-2号, 2011.11, p.24.

(153) これらの点については、議会が制定する新法ではなく、内閣官房長(前掲注⁽³⁸⁾参照)が現行の制定法や憲法慣習を集成して作成する内閣執務提要(Cabinet Manual)により実務を運用していくこととなろう。Cabinet Manual <<http://www.cabinetoffice.gov.uk/sites/default/files/resources/cabinet-manual.pdf>>

(154) *op.cit.* (45), para. 54.

(155) *ibid.*, paras. 55-58.

ことにより政府組織の変更について議会が審査することができるようにしようとする提案⁽¹⁵⁶⁾等、法案起草以前の段階で消え去った改革案が少なくない。

現在の憲法改革がどのように進展していく

か、今後の動向が注目される。

なお、本稿の内容に関連する記事として、田中嘉彦「英国における内閣の機能と補佐機構」『レファレンス』731号, 2011.12も適宜参照されたい。

(かわしま たろう)

⁽¹⁵⁶⁾ イギリスでは、所掌事務や権限は各省ではなく国務大臣について規定している例が多いが、下院行政特別委員会は、政府の組織変更を議会が審査できるようにするため、憲法再生法案草案には更迭可能な国務大臣の権限ではなく政府各省の所掌事務を盛り込むべきであるとしていた。*op.cit.* (45), para. 67. なお、両院合同委員会は、政府の組織権限は引き続き首相が掌握すべきであり、政府の組織変更の審査については立法〔手続〕ではなく当該特別委員会の行政監視によるべきであるとして、法律に各省の所掌事務を規定することに反対した。*op.cit.* (43), para. 303.

2010年憲法改革及び統治法（2010年法律第25号）
—第1章及び第1附則（抄）—

Constitutional Reform and Governance Act 2010 (2010 c. 25)

海外立法情報調査室 河島 太朗訳

【目次】

正式題名（省略）

第1章 公務員組織（第1条—第19条）

第1節 公務員組織の管理に関する制定法上の根拠（第1条—第18条）

適用（第1条）

人事委員会（第2条）

公務員組織の管理権限（第3条・第4条）

行為規範（第5条—第9条）

採用（第10条—第14条）

特別顧問（第15条・第16条）

委員会の所掌事務の追加（第17条）

補則（第18条）

第2節 関係法令の整理及び経過規定（第19条）

第1附則 人事委員会（第1条—第19条）

第1章 委員（第1条—第6条）

第2章 委員会（第7条—第19条）

第2附則 〔本則〕第1章の規定の施行に伴う関係法令の整理及び経過規定（第1条—第43条）（省略）

【凡例】

訳文中〔〕内の語句及び（）内の原語は、訳者が補ったものであり、（）内の日本語は原文の（）内を翻訳したものである。

なお、脚注は、訳者の付した注である。

第1章 公務員組織 (PART 1 THE CIVIL SERVICE)

第1節 公務員組織の管理に関する制定法上の根拠 (CHAPTER 1 STATUTORY BASIS FOR MANAGEMENT OF THE CIVIL SERVICE)

適用

第1条 この節の適用

- (1) この節の規定は、第2項及び第3項の規定に反しない限り、国の公務員組織⁽¹⁾ (the civil service of the State) に適用する。
- (2) この節の規定は、次に掲げる部門の国の公務員組織には、適用しない。
 - (a) 機密情報部 (the Secret Intelligence Service)
 - (b) 国家保安局 (the Security Service)
 - (c) 政府通信本部 (the Government Communications Headquarters)
 - (d) 北アイルランド政府 (the Northern Ireland Civil Service)
 - (e) 北アイルランド裁判所 (the Northern Ireland Court Service)
- (3) この節の規定は、次に掲げる事項等についても、適用しない。
 - (a) すべて連合王国外において行われる職務を専ら行う国の公務員組織に採用するた

(1) 本来、英米法において、civil service と civil servant は、ともに「公務員」を意味することがある一方で、civil service の用語は、一般的に、「公務」、「行政事務」、「文官勤務」等を意味しうる。しかし、この翻訳では、法における civil service を civil servant 個人の集合概念であると考え、原則として、前者に「公務員組織」、後者に「公務員」の訳語を当てた。ただし、一部に、文脈に沿ってこれと異なる訳語を当てたところがあり、原語を添えて示した。詳細は、解説「Ⅲ 法第1章公務員の概要」の「1 適用」及び注95参照

め、国の公務員組織に属しない者を連合王国外において選考すること。

- (b) aの規定による採用のため選考された者を国の公務員組織に採用すること。
- (c) 次に掲げるすべての要件を備える者のみをもって組織された国の公務員組織
 - (i) bの規定により国の公務員組織に採用されたこと。
 - (ii) その職務の全部がすべて連合王国外において行われること。
- (4) この節において公務員組織とは、次に掲げる要件を備えるものをいう。
 - (a) 国の公務員組織（第2項及び第3項cに掲げるものを除く。）であること。
 - (b) 第3項a及びbの規定に反しないと解釈されること。公務員は、前段に準じて解釈するものとする。

人事委員会 (Civil Service Commission)

第2条 人事委員会の設立

- (1) 人事委員会（以下単に「委員会」という。）⁽²⁾と称する法人（body corporate）を設立する。
- (2) 第1附則（委員会関係）を施行する。
- (3) 委員会は、公務員組織に採用する場合の選考で第11条から第14条までに規定するものに関する事務をつかさどる。
- (4) 〔前項については、〕次に掲げる規定も参照するものとする。
 - (a) 第9条（公務員行為規範（civil service codes of conduct）に違反する行為の処理に関する委員会の事務を定める。）
 - (b) 第17条（委員会の所掌事務は、同条の規定により追加することができる。）

公務員組織の管理権限

第3条 公務員組織の管理

- (1) 公務員担当大臣（The Minister for the Civil Service）は、公務員組織（外交官組織（the diplomatic service）を除く。）を管理する権限を有する。
- (2) 国務大臣は、外交官組織を管理する権限を有する。
- (3) 第1項及び第2項に規定する権限は、（特に、）採用を行う権限を含む。
- (4) 前項の規定にかかわらず、その権限は、国家安全保障審査（national security vetting）に及ばないものとする（これにより、第1項及び第2項の規定は、国家安全保障審査に関するいかなる権限の行使も妨げない）。
- (5) 次に掲げる事項に関する第2項の権限の行使は、公務員担当大臣の同意を必要とする。
 - (a) 公務員の給与（公務員の離職時に（on leaving the civil service）支給することができる報酬を含む。）
 - (b) 公務員が退職することのできる条件
- (6) 公務員組織を管理する権限を行使する際に、公務員担当大臣は、大臣（Ministers）に助言する公務員をして議会の憲法上の意義及び議会と連合王国政府（Her Majesty's Government）との関係に適用される慣習についての認識を確保する必要性を考慮しなければならない。

第4条 他の制定法上の管理権限

- (1) 第3条の規定の施行の際、現に効力を有するすべての制定法上の管理権限は、なお効力を有するものとする。

(2) イギリスの Civil Service Commissioner は日本の人事官に相当する中央人事行政機関であり、また、日本には地方公共団体の人事行政機関として人事委員会がある。これらの点から、Civil Service Commissioner には、「人事委員」、Civil Service Commission には「人事委員会」の訳語を当てた。なお、解説「Ⅲ 法第1章公務員の概要」の「2 人事委員会」及び注62参照

- (2) 前項の規定にかかわらず、〔前項に規定する〕権限その他すべての制定法上の管理権限は、第3条の規定に反しない限り、これを使用することができる。
- (3) 〔この法律において〕「制定法上の管理権限 (Statutory management power)」とは、公務員組織のいずれか一部の管理に関し、法律（いつ可決されたかを問わない。）又は法律に基づく命令（いつ制定されたかを問わない。）により委任された権限をいう。
- (4) 〔この法律において〕「法律」には、次に掲げるものを含む。ただし、この章の規定を除く。
- (a) スコットランド議会 (the Scottish Parliament) の制定した法律
- (b) ウェールズ国民議会 (the National Assembly for Wales) の制定した法律又はその採択した措置
- (5) 第2項の規定は、1965年公務員等退職年金法 (the Superannuation Act 1965) 若しくは1972年公務員等退職年金法 (the Superannuation Act 1972) 又はこれらの法律に基づく命令により委任された制定法上の管理権限には、適用しない。

行為規範 (Codes of conduct)

第5条 公務員規範 (Civil service code)

- (1) 公務員担当大臣は、国の公務員組織（外交官組織を除く。）の行為規範を公表しなければならない。
- (2) 前項の場合において、〔公務員担当〕大臣は、スコットランド政府 (the Scottish Executive) 又はウェールズ政府 (the Welsh Assembly Government) に勤務する公務員に適用され

る行為規範を別に公表することができる。

- (3) 第2項に規定する規範（又はその改定後の規範）を公表する前に、〔公務員担当〕大臣は、（その行為規範に係る公務員組織の区分に応じ）スコットランド首相 (the First Minister for Scotland) 又はウェールズ首相 (the First Minister for Wales)⁽³⁾と協議しなければならない。
- (4) この節において「公務員規範」とは、この条の規定により公表された行為規範であって、現に施行されているものをいう。
- (5) 公務員担当大臣は、公務員規範を議会に提出しなければならない。
- (6) スコットランド首相は、第2項の公務員規範でスコットランド政府に勤務する公務員に適用されるものをスコットランド議会に提出しなければならない。
- (7) ウェールズ首相は、第2項の公務員規範でウェールズ政府に勤務する公務員に適用されるものをウェールズ国民議会に提出しなければならない。
- (8) 公務員規範は、その適用を受ける公務員の勤務条件の一部とする。

第6条 外交官規範 (Diplomatic service code)

- (1) 国務大臣は、外交官組織の行為規範を公表しなければならない。
- (2) この節において「外交官規範」とは、この条の規定により公表された行為規範であって、現に施行されているものをいう。
- (3) 国務大臣は、外交官規範を議会に提出しなければならない。
- (4) 外交官規範は、その適用を受ける公務員の勤務条件の一部とする。

(3) スコットランド、ウェールズ各自治政府において内閣の長に相当する First Minister には、「首相」の訳語を当てた。解説注(29)、(110)参照

第7条 公務員規範及び外交官規範の要件

- (1) 公務員規範又は外交官規範の適用を受ける公務員について当該規範で定めるべき事項は、この条の定めるところによる。(当該規範には、同様にその他の事項についても定めることができる。)
- (2) 当該規範では、第3項に規定する政府(an administration)に勤務する公務員に対し、その政治上の主義のいかんを問わず、現に正当に組織された政府を補佐する職務の遂行を求めなければならない。
- (3) [この条において]政府(The administrations)とは、次に掲げるものをいう。
 - (a) 連合王国政府
 - (b) スコットランド政府
 - (c) ウェールズ政府
- (4) 当該規範では、公務員に対し、次に掲げる基準を遵守してその職務を遂行することを求めなければならない。
 - (a) 廉潔性(integrity)及び誠実性(honesty)
 - (b) 客観性(objectivity)及び公平性(impartiality)
- (5) 前項の規定にかかわらず、規範には、特別顧問(第15条)が客観性又は公平性の基準を遵守してその職務を遂行すべき旨を定めることを要しない。

第8条 特別顧問規範(Special advisers code)

- (1) 公務員担当大臣は、特別顧問(special advisers)(第15条)の行為規範を公表しなければならない。
- (2) 前項の場合において、[公務員担当]大臣は、スコットランド政府又はウェールズ政府に勤務する特別顧問に適用される行為規範を別に公表することができる。
- (3) 第2項に規定する規範(又はその規範の改定)を公表する前に、[公務員担当]大臣は、([その適用を受ける公務員組織]の別に応じ)

スコットランド首相又はウェールズ首相と協議しなければならない。

- (4) この節において「特別顧問規範」とは、この条の規定により公表された行為規範であって、現に施行されているものをいう。
- (5) 第6項の規定に反しない限り、特別顧問規範においては、特別顧問の権限が次に掲げる事項にわたることができない旨の定めをしなければならない。
 - (a) 公金の支出を許可すること。
 - (b) 国の公務員組織のいずれかを問わず、その管理に関する権限を行使すること。
 - (c) その他この法律その他の法律により委任された権限若しくはこれらの法律上の権限又は女王陛下の大権に基づく権限を行使すること。
- (6) 特別顧問規範においては、特別顧問が他の特別顧問に関する第5項bに掲げる権限の行使を許可する旨の定めをすることができる。
- (7) 第5項cにおいて「法律」には、次に掲げるものを含む。
 - (a) スコットランド議会の制定した法律
 - (b) ウェールズ国民議会の制定した法律又はその採択した措置
 - (c) 北アイルランド法令
- (8) 公務員担当大臣は、いかなる特別顧問規範も議会に提出しなければならない。
- (9) スコットランド首相は、第2項に規定する行為規範でスコットランド政府に勤務する特別顧問に適用されるいかなるものもスコットランド議会に提出しなければならない。
- (10) ウェールズ首相は、第2項に規定する行為規範でウェールズ政府に勤務する特別顧問に適用されるいかなるものもウェールズ国民議会に提出しなければならない。
- (11) 特別顧問規範は、その適用を受ける特別顧問の勤務条件の一部とする。

第9条 行為規範に違反する行為—公務員による苦情の申出

- (1) この条の規定は、公務員規範及び外交官規範について適用し、「規範」は、これらに相当するものとして解釈するものとする。
- (2) 第3項の規定は、規範の適用を受ける公務員（以下この条において「P」という。）において次に掲げる事実のいずれかがあると信ずるに足る理由がある場合について適用する。
 - (a) Pが規範に違反する手段を用いる行為を現に求められ又は求められたこと。
 - (b) 規範の適用を受ける他の公務員のいずれかが規範に違反する手段を用いる行為を現に行い又は行ったことがあること。
- (3) Pは、〔前項の〕事案に関し、委員会に苦情の申出をすることができる。
- (4) 規範には、苦情の申出前に公務員が採らなければならない方法に関する規定を定めることができる（これにより、Pは、当該事項を行わなければならない。）。)
- (5) 委員会による苦情処理は、次に定めるところによる。
 - (a) 苦情の申出並びに委員会による苦情の調査及び審査について手続を定めなければならないこと。
 - (b) 苦情の審査後にあつては、事案の解決の方法について勧告をすることができること。
- (6) 苦情の調査又は審査において、次に掲げる者は、委員会に対し、その適切な求めに応じ情報を提供しなければならない。
 - (a) 公務員管理機関（civil service management authorities）
 - (b) 苦情申出人（the complainant）
 - (c) 公務員のいずれかでその行為が苦情の対象となっているもの
- (7) 規範の改正は、改正前に生じた事項につい

て、この条の規定を適用することを妨げない。

採用

第10条 公務員組織への採用のための選考

- (1) この条の規定は、公務員でない者を公務員組織に採用するための選考について適用する。
- (2) 選考は、公正かつ公開の競争試験に基づく成績によら（on merit on the basis of fair and open competition）なければならない。
- (3) 次に掲げる選考については、選考の要件に関する〔前項の〕規定は、適用しない。
 - (a) 使節団の長として外交官組織に採用し、又は当該者の採用（若しくは採用のための選考）に関連して海外領土の総督として外交官組織に採用するための選考
 - (b) 特別顧問として採用するための選考（第15条関係）
 - (c) 募集の原則（第11条及び第12条第1項b関係）により〔前項の規定が〕適用されない選考
- (4) 第1項〔の場合〕における公務員であるか否かの判定については、第3項の規定により選考された者の採用は、なかったものとみなす。
- (5) 前項の規定にかかわらず、第3項cの規定により選考される者については、募集の原則は、特定の場合において第4項の規定を適用しないことができる。

第11条 募集の原則

- (1) 委員会は、第10条第2項の要件について踏まえるべき原則を公表しなければならない。
- (2) 原則（又はその原則の改定）を公表する前に、委員会は、公務員担当大臣と協議しなければならない。
- (3) この節において「募集の原則」とは、この

条の規定により公表された原則であって、現に効力を有するものをいう。

- (4) 公務員管理機関は、募集の原則を遵守しなければならない。

第12条 選考の承認及び特例

- (1) 募集の原則には、次に掲げる事項を定めることができる。
- (a) 第10条第2項の要件の適用を受ける選考について、委員会の承認を求めること。
- (b) 第10条第3項c〔の場合〕において、選考について〔aに規定する〕要件を適用しないこと。
- (2) 委員会は、第1項aに掲げる事項を定める規定により委員会の承認を要する選考の手續に関与することができる。
- (3) 委員会による関与の方法は、委員会が定める。
- (4) 第1項bに掲げる事項を定める規定は、委員会が次に掲げる事項に該当すると認める場合に限り、これを定めることができる。
- (a) 公務員組織に必要な規定として正当なものであること。
- (b) 連合王国(又はその一部)における大規模使用者にその関与を要請した政府の雇用対策(a government employment initiative)に公務員組織をして関与させることができるようにするために必要なものであること。
- (5) 第1項a又はbに掲げる事項に関する規定は、次に掲げる事項等を併せて(例示して)規定することにより、これを定めることができる。
- (a) 個別の採用又は採用の種別
- (b) 選考の実施に関する状況
- (c) 当該者を選考すべき状況
- (d) 承認を得ることを要件とする目的又は特例の目的
- (6) 第1項bに掲げる事項を定める規定には、

また、次に掲げる事項も(例示して)定めることができる。

- (a) 第10条第3項cの規定による選考の方法を取り扱うこと。
- (b) 第10条第3項cの規定による選考の結果行われる採用の条件として必要なものを指定すること。
- (7) 第1項a又はbに掲げる事項を定める規定においては、委員会又は公務員管理機関に裁量を与えることができる。

第13条 競争試験に関する苦情

- (1) 第2項の規定は、採用のための選考が第10条第2項の要件に反して行われたと当該者において信ずるに足りる理由がある場合について適用する。
- (2) 本人は、〔前項の〕事案に関し委員会に苦情の申出をすることができる。
- (3) 委員会による苦情処理は、次に定めるところによる。
- (a) 苦情の申出をする前に本人がとる必要のある措置を定めることができること(本人は、これに従い当該措置をとらなければならない)。
- (b) 苦情の申出並びに委員会による苦情の調査及び審査について手続を定めなければならないこと。
- (c) 苦情の審査後に、事案の解決の方法について勧告をすることができること。
- (4) 苦情の調査又は審査において、次に掲げる者は、委員会に対し、その適切な求めに応じ情報を提供しなければならない。
- (a) 公務員管理機関
- (b) 苦情申出人

第14条 委員会による監視

- (1) 委員会は、種類を問わず募集の方針及び実施に対する審査で、委員会が次に掲げる事項

の確立に必要と認めるものを実施しなければならない。

- (a) 公正かつ公開の競争試験に基づく成績による選考の原則が、第10条第2項の要件及び募集の原則に適合すること。
- (b) 第10条第2項の要件又は募集の原則が何らかの事情（法令違反を除く。）により損なわれていないこと。
- (2) 前項の場合において、公務員管理機関は、委員会に対し、その適切な求めに応じ情報を提供しなければならない。

特別顧問

第15条 「特別顧問」の定義

- (1) この節において「特別顧問」とは、次に掲げる政府の公務員組織（the civil service serving an administration）における官職でそれぞれ次に定める事項をその採用の要件とするものにある者（以下〔この条において〕「P」という。）をいう。

連合王国政府

〔その特別顧問の採用の〕要件は、次に掲げるものとする。

- (a) 連合王国の大臣（a Minister of the Crown）⁽⁴⁾を補佐する者を採用するため、大臣本人による選考後 P を〔特別顧問に〕採用すること。
- (b) a の採用を連合王国首相（the Prime Minister）⁽⁵⁾が承認すること。
- (c) 採用の条件（第8条第11項の規定に基づくものを除く。）について公務員担当大臣の承認を受けること。
- (d) c に規定する条件で定める任期が、次に掲げる時期のいずれか早い時期以前に終了

すること。

- (i) P を選考した者が、本人を補佐させるため〔特別顧問に〕P を採用した大臣の職を離れる時
- (ii) 採用後最初の下院議員総選挙の投票日の翌日が経過した時

スコットランド政府

〔その特別顧問の採用の〕要件は、次に掲げるものとする。

- (a) スコットランド首相本人が、スコットランドの大臣（the Scottish Ministers）（1998年スコットランド法（the Scotland Act 1998）第44条第1項 a 又は b に該当する大臣1人又は2人以上をいう。）を補佐する者の採用のための選考を行った後 P を〔特別顧問に〕採用すること。
- (b) 採用の条件（第8条第11項の規定に基づくものを除く。）について公務員担当大臣の承認を受けること。
- (c) P を選考した者がスコットランド首相の職を離れる時以前に、b に規定する条件で定める任期が終了すること。

a においてスコットランドの大臣には、スコットランド法務総裁及びスコットランド法務次長を含まない。

ウェールズ政府

〔その特別顧問の採用の〕要件は、次に掲げるものとする。

- (a) ウェールズ首相本人が、ウェールズの大臣（the Welsh Ministers）（2006年ウェールズ法（Wales Act 2006）第45条第1項 a 又は b に該当する大臣1人又は2人以上をいう。）を補佐する者の採用のための選考を行った後 P を〔特別顧問に〕採用す

(4) スコットランドの大臣又はウェールズの大臣と区別するため、Minister of the Crown には、「連合王国の大臣」の訳語を当てた。

(5) スコットランド首相又はウェールズ首相と区別するため、Prime Minister には、「連合王国首相」の訳語を当てた。

ること。

(b) 採用の条件（第8条第11項の規定に基づくものを除く。）について公務員担当大臣の承認を受けること。

(c) Pを選考した者がウェールズ首相の職を離れる時以前にPの任期を終了させることがbに規定する条件により定められていること。

(2) 第1項において、1998年スコットランド法第45条第4項又は2006年ウェールズ法第46条第5項の規定により指定された者本人が選考をする場合における採用については、Pを選考した者がそれぞれスコットランド首相又はウェールズ首相の職を離れる〔時〕とあるのは、その指定された者がその指定に基づき当該首相の所掌事務を行うことができなくなる〔時〕をいうものとする。

第16条 特別顧問に関する年次報告書

(1) 公務員担当大臣は、次に掲げる事務を行わなければならない。

(a) 連合王国政府の特別顧問に関する年次報告書を作成すること。

(b) [aの] 報告書を議会に提出すること。

(2) スコットランド首相は、次に掲げる事務を行わなければならない。

(a) スコットランド政府の特別顧問に関する年次報告書を作成すること。

(b) [aの] 報告書をスコットランド議会に提出すること。

(3) ウェールズ首相は、次に掲げる事務を行わなければならない。

(a) ウェールズ政府の特別顧問に関する年次報告書を作成すること。

(b) [aの] 報告書をウェールズ国民議会に提出すること。

(4) この条の報告書には、特別顧問の人数及び費用に関する情報を記載しなければならない。

委員会の所掌事務の追加

第17条 委員会が所掌事務を追加して行うことについての合意

(1) 公務員担当大臣及び委員会は、この節の他の規定による委員会の所掌事務に加えて委員会が公務員に関する所掌事務を行うものとする旨の合意をすることができる。

(2) 前項の規定により、委員会は、同項の合意に基づき追加された所掌事務を行うものとする。

(3) 追加された所掌事務について、公務員管理機関は、委員会に対し、その適切な求めに応じ情報を提供しなければならない。

補則

第18条 定義等

(1) この節において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

「公務員 (civil servant)」とは、第1条第4項の規定により解釈されるものをいう。

「公務員組織 (civil service)」とは、第1条第4項の規定により解釈されるものをいう。

「公務員規範 (civil service code)」とは、第5条第4項に規定する公務員規範をいう。

「公務員管理機関 (civil service management authority)」とは、公務員組織 (the civil service) の一部の管理に従事する者をいう。

「委員会 (the Commission)」とは、第2条第1項に規定する委員会をいう。

「外交官組織 (diplomatic service)」とは、女王陛下の外交官組織 (Her Majesty's diplomatic service) をいう。

「外交官規範 (diplomatic service code)」とは、第6条第2項に規定する外交官規範をいう。

「所掌事務 (function)」には、権限又は職務

を含む。

「情報 (information)」とは、形式を問わず記録された情報をいう。

「募集の原則 (recruitment principles)」とは、第11条第3項に規定する募集の原則をいう。

「特別顧問 (special adviser)」とは、第15条に規定する特別顧問をいう。

「特別顧問規範 (special advisers code)」とは、第8条第4項に規定する特別顧問規範をいう。

- (2) 第9条第6項、第13条第4項、第14条第2項及び第17条第3項の場合においては、この条第3項の規定を適用する。
- (3) 高等法院又は〔スコットランド〕民事上級裁判所の民事訴訟手続において提供を強制することのできない情報については、何人に対しても、その提供を求めてはならない。

第2節 関係法令の整理及び経過規定

第19条 関係法令の改正等及び経過規定

（この章の規定の施行に伴う関係法令の整理及び経過措置については、）第2附則で定める。

第1附則 人事委員会 (The Civil Service Commission) (本則第2条関係)

第1章 委員 (The Commissioners)

（〔委員会の〕 構成員の資格）

- 第1条(1) 委員会は、構成員7人以上をもって組織する。
- (2) 〔前項の〕 構成員中1人を第2条の規定により任命される首席人事委員 (the First Civil Service Commissioner)⁽⁶⁾とする。

- (3) 〔首席人事委員〕 以外の委員会の構成員は、第3条の規定により任命される人事委員 (Civil Service Commissioners) とする。

（首席人事委員の任命）

第2条(1) 首席人事委員（以下〔この附則において〕「首席委員 (First Commissioner)」という。）については、この条の定めるところによる。

- (2) 首席委員は、公務員担当大臣の推薦に基づいて、女王陛下が任命する。
- (3) 推薦のための選考は、公正かつ公開の競争試験に基づく成績によらなければならない。
- (4) 〔公務員担当〕 大臣は、選考をする前に、次に掲げる者と協議しなければならない。
 - (a) スコットランド首相及びウェールズ首相
 - (b) 主な野党の党首 (the relevant opposition leaders) (第8項参照)
- (5) 首席委員の在職の要件は、公務員担当大臣が定める。
- (6) 〔首席委員の〕 任期は、5年を超えないものとする。
- (7) 首席委員は、再任されることができない。
- (8) 主な野党の党首とは、連合王国の政権に対峙する登記された政党 (registered party) のうち直近の下院総選挙において全国を通じて投票の最多数又はこれに次ぐ数を得たものの登記された党首 (registered leader) とする。
- (9) 第8項において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

「登記された党首」 政党に関し、2000年政党、選挙及び国民投票法第24条の規定により党首として登記された者を

(6) イギリスの人事委員は日本の人事官と、人事委員会は人事院と比較しうる中央人事行政機関であり、また、日本には都道府県等の人事行政機関として人事委員会がある。これらの点から、Civil Service Commissionerには、「人事委員」、Civil Service Commissionには「人事委員会」の訳語を当てた。なお、解説注62参照

いう。

「登記された政党」 同法第 23 条の規定により選挙委員会が調製する政党登記簿に登録された政党をいう。

(人事委員の任命)

第 3 条(1) 人事委員（以下〔単に〕「委員 (Commissioners)」という。)の任命については、この条の定めるところによる。

- (2) 委員は、公務員担当大臣の推薦に基づいて、女王陛下が任命する。
- (3) 推薦のための選考は、公正かつ公開の競争試験に基づく成績によらなければならない。
- (4) 首席委員の同意がなければ、〔委員を〕選考してはならない。
- (5) 委員の在職の要件は、〔公務員担当〕大臣が定める。
- (6) 〔委員の〕任期は、5 年を超えないものとする。
- (7) 〔公務員担当〕大臣は、首席委員の同意がなければ、第 5 項の定めをしてはならない。
- (8) 委員は、再任されることができない。
- (9) 委員は、同時に首席委員となることができない。
- (10) 〔前項の規定にかかわらず、〕首席委員が欠けた場合には、〔公務員担当〕大臣は、これを補充するまでの間、委員の 1 人にその所掌事務を遂行する権限を付与することができる。
- (11) 第 12 項及び第 13 項の規定は、〔公務員担当〕大臣及び首席委員がともに他の官職（国の官職 (an office under the Crown) を含む。）の所掌事務を委員会の所掌事務の関係事項に類似する事項に関係すると認める場合において、当該他の公職のいずれかにある者を委員に任命するときについて適用する。
- (12) 〔公務員担当〕大臣及び首席委員は、第 3

項及び第 6 項の規定の適用の免除について同意することができる。

- (13) 第 5 項の規定により定める要件は、次に掲げる事項にわたることを妨げるものではない。
 - (a) 他の公職の離職に伴い委員を離職すべき者について規定すること。
 - (b) 委員として遂行することができる所掌事務を制限すること。

(給与、手当等の支給)

第 4 条 (1) 第 2 条第 5 項又は第 3 条第 5 項に規定する要件は、委員会が次に掲げる事項に関する定めをすることを妨げるものではない。

- (a) 任命された者に給与 (remuneration) 及び手当 (allowances) を支給すること。
- (b) 当該者の年金について規定すること。
- (2) 委員会は、〔前項各号の事項に関する定めをした場合には、〕それぞれ〔当該各号の〕支給又は規定をしなければならない。

(辞職又は免職)

第 5 条(1) 首席委員又は委員の辞職又は免職については、この条の定めるところによる。

- (2) 辞職は、公務員担当大臣に対し、書面による通知をもってすることができる。
- (3) 第 4 項で定める事由のいずれかに該当する場合には、女王陛下は、〔公務員担当〕大臣の勧告に基づいて、〔首席委員又は委員を〕免職することができる。
- (4) 〔前項に規定する〕本項で定める事由は、次に掲げるものとする。
 - (a) 委員会の承認を得ないで、連続して委員会の会議に出席しないとき。
 - (b) 有罪の判決を受けたとき（第 5 項参照）。
 - (c) 破産者となったとき（第 6 項参照）。
 - (d) 職務を遂行することができないとき又は

職務の遂行に堪えないとき。

- (5) 有罪の判決を受けたか否かの判定については、次に掲げる方針による。
- (a) 有罪の判決を受けた地は、問わないこと。
 - (b) 外地法により刑に処すべき行為は、この条においては、罪とみなすこと（ただし、当該法で定めるものに限る）。
- (6) 次のいずれかに該当する者は、破産者となるものとする。
- (a) イングランド及びウェールズ又は北アイルランドにおいて、本人に関し破産宣告（a bankruptcy order）があったとき。
 - (b) スコットランドにおいて、本人の不動産権について強制管理が行われたとき（sequestered）。

（首席委員又は委員の職を失ったことによる損失の補償）

- 第6条** 公務員担当大臣は、委員会に対し、次に掲げる要件を備える者に対する補償の支給を指示することができる。
- (a) 当該者が首席委員又は委員の職を有しなくなったとき。
 - (b) 〔公務員担当〕大臣が、当該者が当該職を有しなくなった時の事情により補償の支給をしなければならないと認めるとき。

第2章 委員会（The Commission）

（委員会の地位及び財産）

- 第7条**(1) 委員会（その構成員及び職員を含む。）は、次に掲げるものでないものとみなす。
- (a) 国（王）の官吏又は代理人（the servant or agent of the Crown）
 - (b) 国（王）の地位、免責又は特権を享受する（enjoying any status, immunity or privilege of the Crown）者
- (2) 委員会の財産は、国（王）の財産又は国（王）

のために有する財産でないものとみなす。

（権限）

- 第8条**(1) 委員会は、その所掌事務の遂行の促進を図る事務又は当該遂行に付随し若しくはこれに資する事務を行うことができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、委員会は、公務員担当大臣の同意を得なければ融資を受けてはならない。
- (3) この附則において委員会の権限を定める規定は、第1項の規定の一般的適用を妨げるものではない。

（小委員会（Committees））

- 第9条**(1) 委員会には、小委員会を設けることができる。
- (2) 委員会の小委員会には、分科会（sub-committees）を設けることができる。
- (3) 小委員会又は分科会の構成員については、委員会の構成員でない者をもって充てることができる。

（手続及び行為（Procedure and proceedings））

- 第10条**(1) 委員会は、その手続及び小委員会又は分科会の手続（定足数を含む。）を定めることができる。
- (2) 次のいずれかに該当する事実は、委員会又は小委員会若しくは分科会の行為の効力を妨げない。

- (a) 構成員の欠員
- (b) 構成員の任命の瑕疵

（職員）

- 第11条** 委員会は、職員を雇用することができる。

(年金)

- 第12条**(1) 委員会による雇用は、1972年公務員等退職年金法第1条の制度を適用することができる雇用の種類に属する。
- (2) 首席委員及び委員の職は、当該制度を適用することができる官職に含まれる。
- (3) (1972年公務員等退職年金法第1附則の改正規定につき省略)
- (4) 1972年公務員等退職年金法の規定により議会の定める予算から納付すべき金額のこの条の規定による増額については、委員会は、公務員担当大臣の定める金額を〔公務員担当〕大臣に納付しなければならない。
- (5) 〔前項の〕納付は、〔公務員担当〕大臣の指定する時期に行わなければならない。

(支援の提供に関する協定)

- 第13条**(1) 委員会は、支援の提供を受けるため、他人と協定を締結することができる。
- (2) 公務員による支援の提供を受けるため、特に公務員担当大臣と協定を締結することができる。
- (3) 協定には、委員会による支払を定めることができる。

(事務の委任)

- 第14条**(1) 委員会は、次に掲げるものに、その〔権限に属する〕事務を委任することができる。
- (a) 委員会の構成員のいずれか
- (b) 小委員会のいずれか
- (c) 委員会の職員のいずれか
- (d) 第13条の規定により締結した協定の相手方又は当該協定により委員会を支援する者(公務員を含む。)
- (2) 小委員会は、分科会に、その〔権限に属する〕事務(委任された事務を含む。)を委任することができる。

(財政規定)

- 第15条**(1) 公務員担当大臣は、委員会に対し、委員会による事務の遂行に必要な〔費用〕又はこれに関連する〔費用〕として〔公務員担当〕大臣が定める金額を交付しなければならない。
- (2) 〔前項の〕交付をする場合には、〔公務員担当〕大臣は、次に掲げる条件を付すことができる。
- (a) 金銭の全部又は一部の用途に関する条件
- (b) 委員会がその費用及び支出に関し所定の手続によるべきことを要する旨の条件
- (3) 第1項の〔金額の〕定めをし又は第2項の条件を付す前に、〔公務員担当〕大臣は、委員会と協議しなければならない。

(会計)

- 第16条**(1) 委員会は、会計を適正に処理し、これを適正に記録しなければならない。
- (2) 委員会は、毎会計年度、決算書を作成しなければならない(第18条参照)。
- (3) 決算書には、次に掲げる事項について、真実かつ公正な記載をしなければならない。
- (a) 会計年度末における委員会の〔財政〕状況
- (b) 会計年度における委員会の収入及び支出並びにキャッシュフロー
- (4) 決算書は、次に掲げる事項について公務員担当大臣が財務省の承認を得て行った指示を遵守したものでなければならない。
- (a) 決算書に記載すべき情報
- (b) 〔aに掲げる〕事項の記載方法
- (c) 決算書の作成方法及び作成原則
- (5) 委員会は、〔公務員担当〕大臣の権限で指定した時期に決算書を送付しなければならない。
- (6) 〔公務員担当〕大臣は、〔前項の〕決算書を会計検査院長に送付しなければならない。

- (7) 会計検査院長は、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (a) 決算書について、審査し、確認し及び報告すること。
 - (b) 決算書の写しを議会に提出すること（ただし、〔公務員担当〕大臣が提出することとされるときは、この限りでない。）。

（報告書）

- 第17条**(1) 委員会は、次に定めるところにより、報告書を作成する。
- (a) 毎会計年度経過後できるだけ速やかに（第18条参照）、年間の職務遂行状況について報告書を作成しなければならないこと。
 - (b) 特別の場合においては、いつでも、所掌事務の遂行状況に関するいかなる事項についても報告書を作成することができること。
- (2) 第1項の報告書の作成後できるだけ速やかに、委員会は、その報告書の写しを公務員担当大臣、スコットランド首相及びウェールズ首相に交付しなければならない。
- (3) 委員会は、その適切であると認める方法により、〔第1項の〕報告書を公表しなければならない。
- (4) 公務員担当大臣は、〔第1項の〕報告書の写しを議会に提出しなければならない（ただし、会計検査院長が提出することとされるときは、この限りでない。）。
- (5) スコットランド首相は、〔第1項の〕報告書の写しをスコットランド議会に提出しなければならない。
- (6) ウェールズ首相は、〔第1項の〕報告書の写しをウェールズ国民議会に提出しなければならない。

（「会計年度」の意義）

- 第18条** 第16条及び第17条においては、次に掲げる期間を「会計年度」とする。
- (a) 本則第2条の規定の施行の日から〔同日以後〕最初の3月31日までの期間
 - (b) 〔a〕期間後12か月ごとに区分した各期間

（書証）

- 第19条**(1) 委員会印の押捺については、次に掲げる者のいずれかの署名により認証されるものとする。
- (a) 委員会の構成員
 - (b) 委員会の職員が事務局長を含む場合にあっては事務局長
 - (c) a又はbに掲げる者により当該目的で権限を与えられた者（〔その権限が〕一般的であるか特定のであるかを問わない。）
- (2) 〔委員会を代表する者が〕委員会印を押捺して正当に作成し又はその旨の署名をしたことを示す文書は、次に掲げる取扱いをするものとする。
- (a) 証拠として受理すべきこと。
 - (b) これに反する事実が証明されない限り、記載された方法により作成し又は署名をした文書として取り扱うべきこと。
- (3) この条の規定は、スコットランドについては、適用しない。

第2附則 〔本則〕第1章の規定の施行に伴う関係法令の整理及び経過規定（本則第19条関係）（省略）

（かわしま たろう）